

千歳市子育て支援計画

千歳市次世代育成支援対策推進行動計画〔後期計画〕

素案

平成21年11月

千歳市

目 次

第1章 後期計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象と期間	5
4 計画の策定体制	6

第2章 子どもを取り巻く千歳市の現状

1 子育て環境の現状	9
2 子育て施策の現状	15
3 今後の課題	19

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	23
2 基本目標	25
3 施策の体系	27
4 主要指標	28

第4章 目標の実現に向けた施策の展開

基本目標 1 地域で支える子育て支援の充実	35
基本目標 2 母子保健の充実	49
基本目標 3 教育環境の整備	65
基本目標 4 生活環境の整備	75
基本目標 5 仕事と家庭との両立の推進	79
基本目標 6 安心・安全な環境の整備	83
基本目標 7 すべての子どもと家庭への支援の充実	87

第5章 後期計画の推進にあたって

1 地域全体による計画の推進	101
2 計画の進捗状況の把握と評価	103
3 財政基盤の確立	103

第1章

後期計画の策定にあたって

1

計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化の急速な進行を背景に、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これに基づき、すべての地方公共団体は平成 17 年度から平成 21 年度を計画期間とする「次世代育成支援対策推進行動計画（前期計画）」を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、法制定後も少子化の傾向は続き、平成 17 年にはわが国として初めて総人口が減少に転じたことに加え、出生数 106 万人、合計特殊出生率 1.26 と、いずれも過去最低を記録するなど、想定を上回るペースで少子化が進行してきました。

こうした事態を受け、国では平成 18 年 6 月に「新しい少子化対策について」、さらに平成 19 年 12 月には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をそれぞれ決定するなど少子化対策の抜本的かつ重点的な拡充と強化に取り組んでいます。

千歳市においても、平成 17 年 3 月に「千歳市子育て支援計画（千歳市次世代育成支援対策推進行動計画）」を策定し、次代を担う千歳市のすべての子どもが健やかに安心して育ち、子どもをもつすべての親が安心して子育てできるよう、地域全体で子育てを応援するまちづくりに取り組んできました。

本市の合計特殊出生率は、緩やかな低落傾向の中で推移しているとは言え、平成 19 年時点で全国の 1.34、道の 1.19 に対し、1.41 となっているなど全国・道を上回る水準で推移してきました。

しかし、核家族化の進行に伴う家族機能の低下、ライフスタイルや価値観の多様化に伴う子育てニーズの増大、さらには世界的な経済不況など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、今後の合計特殊出生率の動向への影響が懸念されるところです。

このような状況の中で、千歳市では近年の子どもたちを取り巻く環境の変化や子育てニーズ等を踏まえ、保健・福祉・労働・教育・生活環境等の多岐の分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 17 年に策定した「千歳市子育て支援計画（千歳市次世代育成支援対策推進行動計画）」を見直し、新たにその後期計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として策定するものです。

次世代育成支援対策推進法

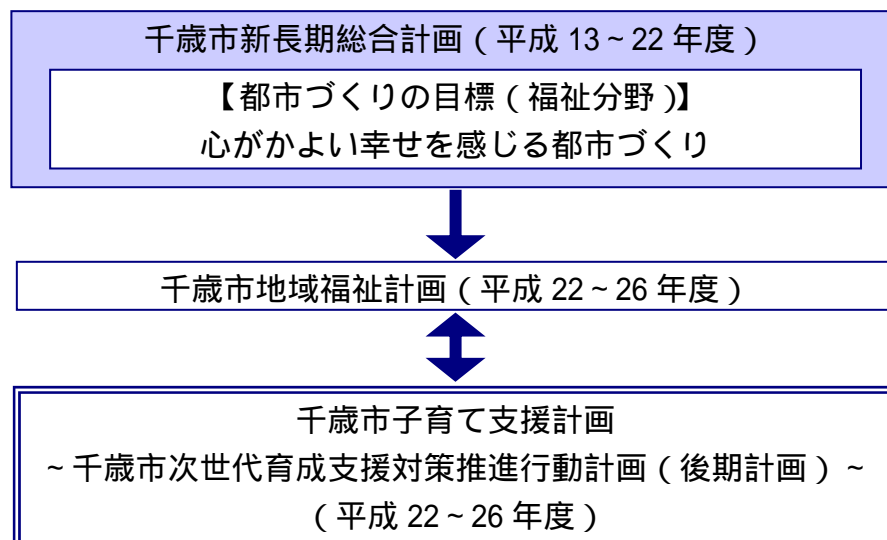
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

具体の計画策定にあたっては、次世代育成支援対策推進法第7条に基づく「行動計画策定指針」（平成21年3月）を踏まえています。

(2) 千歳市計画体系における位置づけ

千歳市では、市における最上位計画である「千歳市新長期総合計画」において、都市づくりの目標のひとつとして「心がかよい幸せを感じる都市づくり」を掲げています。

本計画は、その実現を図るための福祉分野における個別計画のひとつとして位置づけられるとともに、福祉分野の上位計画である「千歳市地域福祉計画」やその他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。



3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

本計画のいう「子ども」とは、児童福祉法における“児童”の定義「満18歳に満たない者」を踏まえ、おおむね高校生までを指します。

しかし、地域全体で子育てを支えるという観点から、本計画においては、子どもだけを計画の対象とするのではなく、親や子育てにかかわる人たち、これから子育てにかかわろうとする人たち、さらには、地域社会全体を対象とするものです。

(2) 計画の期間

本計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」は10年間（平成17～26年度）の時限立法であり、本計画はその後期に相当する平成22年度から平成26年度の5年間の計画期間とします。

計画期間中であっても、想定外の状況変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適宜、事業の柔軟な見直しを行っていくこととします。

なお、保育サービス等の目標事業量の設定に際して、目標年度を平成29年度とする場合があります。

計画期間	年 度									
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
千歳市 子育て支援計画	前期計画					後期計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育てニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、「千歳市次世代育成支援対策地域検討会」、「千歳市保健福祉調査研究委員会」、「千歳市保健福祉推進委員会」の3つの組織が相互連携を図りながら、計画の策定を進めました。

(1) アンケート調査の実施

子育て家庭の生活実態やサービスニーズ、若年層の結婚・子育て等に関する意識を把握するため、就学前児童（0～5歳）、就学児童（小学1～6年生）、中高生をそれぞれ対象とするアンケート調査を実施しました（実施時期：平成20年11～12月）。

調査結果については、「千歳市子育て支援計画（後期計画）策定のためのアンケート調査結果報告書」として取りまとめ、本計画策定の基礎資料として活用しています。

(2) 千歳市次世代育成支援対策地域検討会

千歳市次世代育成支援対策地域検討会は、地域における次世代育成支援対策の推進を図る目的で、「次世代育成支援対策推進法」第21条第1項の規定に準じる組織として、子育て支援に関係の深い機関や団体などから選出された委員に公募委員をあわせ、市民の委員により構成されています。

本検討会においては、ワークショップ形式での議論等を通して、計画策定に向けて貴重な意見をいただきました。

(3) 千歳市保健福祉調査研究委員会

保健福祉の推進にあたり、総合的に調査、研究を行うため、千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱に基づき、保健、福祉、医療の関係機関や団体の代表者などの市民で構成する既設の組織です。

(4) 千歳市保健福祉推進委員会

保健福祉に係る各種施策を行政内部で検討するため、千歳市保健福祉推進委員会設置要綱に基づき、下部組織の作業部会とともに、市の職員で構成する既設の組織です。

第2章

子どもを取り巻く千歳市の現状

1 子育て環境の現状

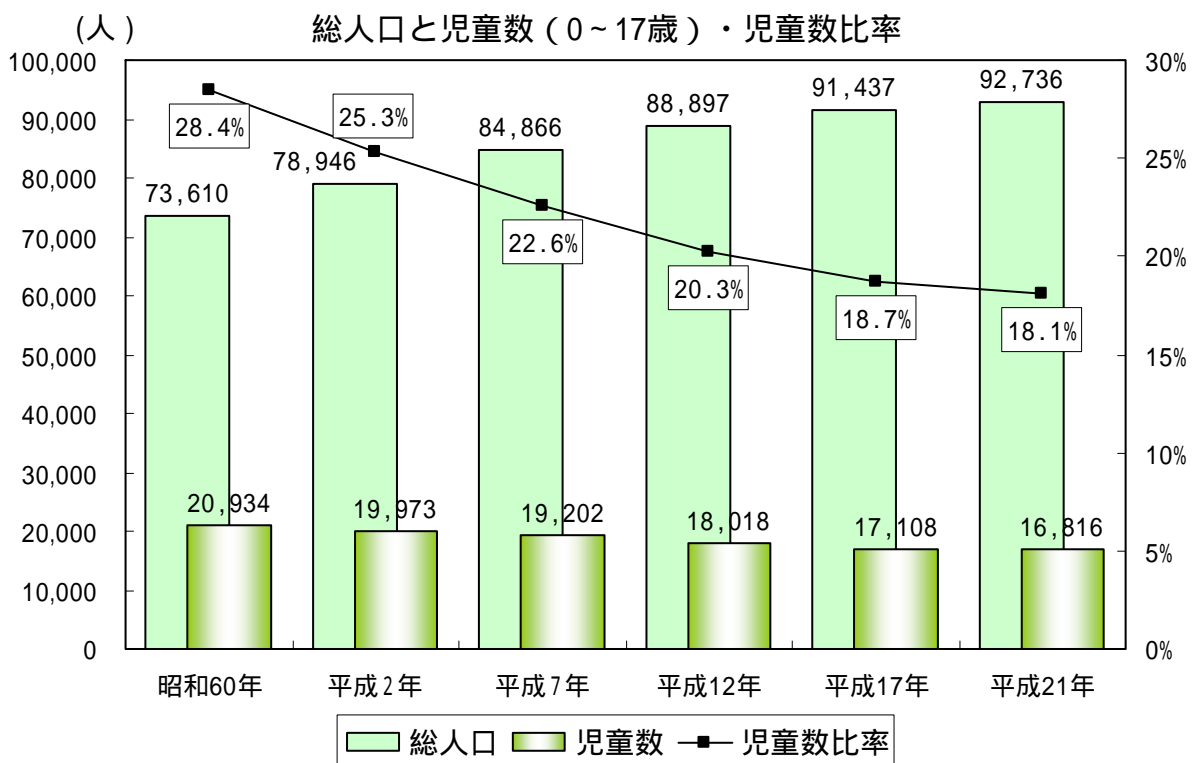
(1) 人口構造

総人口と児童数

千歳市の人口は増加基調で推移していますが、児童数（0～17歳）は一貫して減少しており、昭和60年の20,934人から平成17年には17,108人に、さらに平成21年には16,816人となっています。

総人口に占める児童人口比率でみると、減少傾向はより顕著であり、昭和60年の28.4%から平成17年には18.7%、平成21年には18.1%にまで減少しています。

とは言え、平成17年時点における18.7%という児童人口比率は北海道水準15.8%、全国水準16.7%と比較すると高水準にあるといえます。

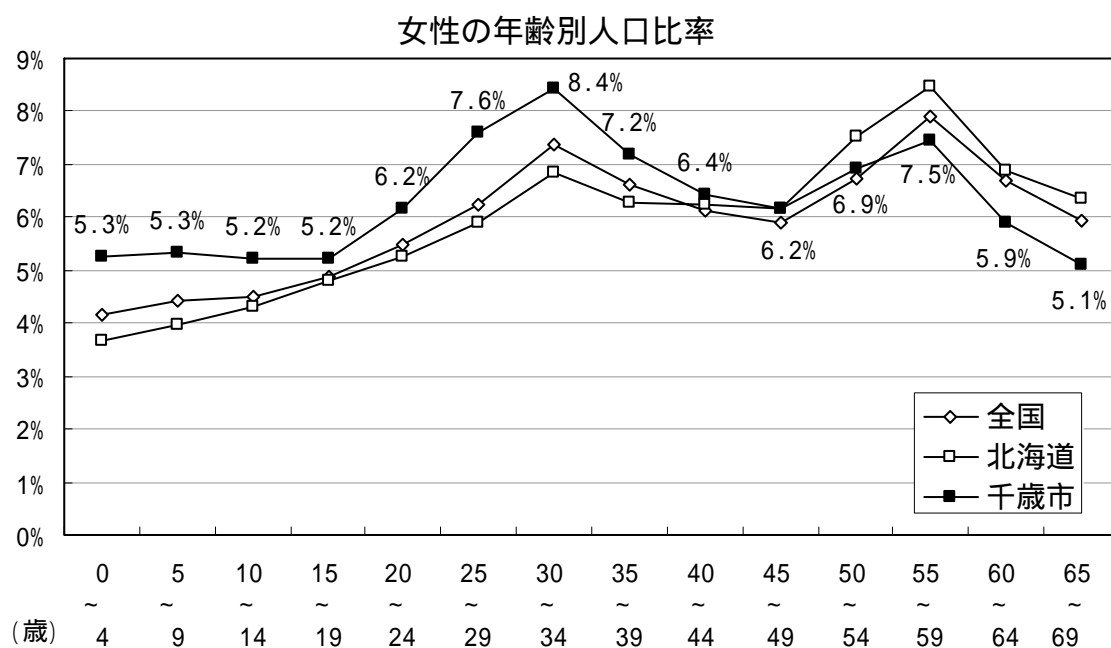
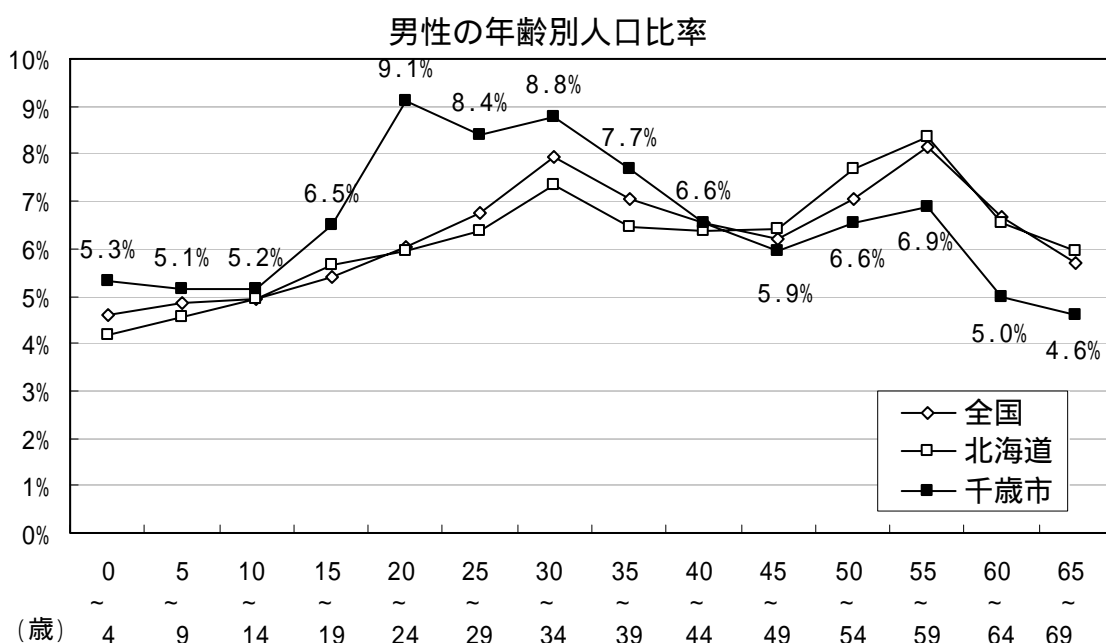


資料：平成17年まで国勢調査、平成21年は4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票による。

年齢別人口比率

年齢別人口比率について性別にみると、男性・女性ともに全国水準・北海道水準に比べ、30代までの人口比率が高水準にあることがわかります。千歳市の平均年齢が道内で最も若い水準（男性＝39.4歳、女性＝38.0歳）にあることは、こうした人口構造によって説明することができます。

男性の20～24歳の人口比率が突出して高いのは、自衛隊駐屯地の存在による影響が大きく、本市の転入・転出率の高さもその影響によるところが大きいといえます（道内の転入転出率が高い都市にはいずれも駐屯地が存在します）。



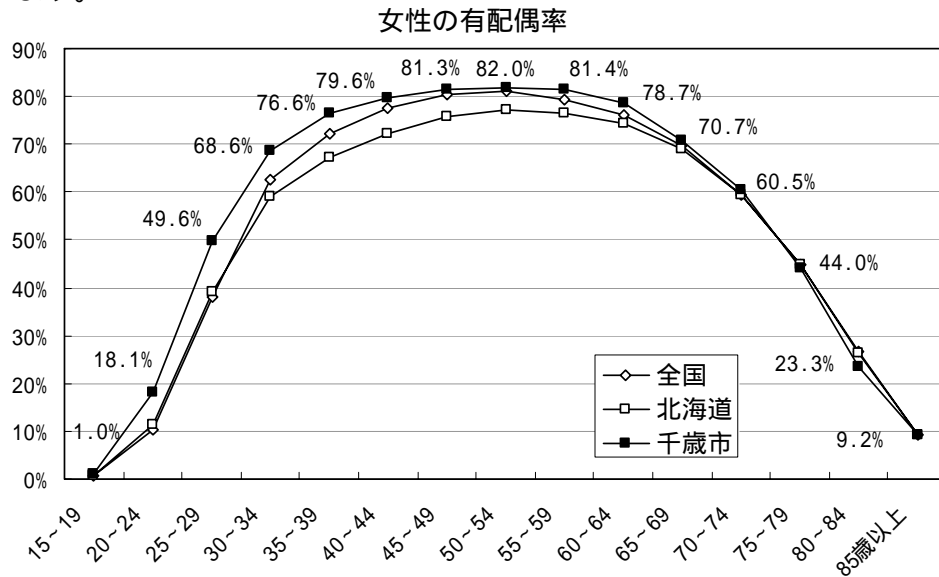
資料：国勢調査（平成17年）

(2) 結婚と出産

女性の有配偶率

女性の有配偶率についてみると、ほぼ全年代にわたって全国水準・北海道水準を上回っていることがわかります。

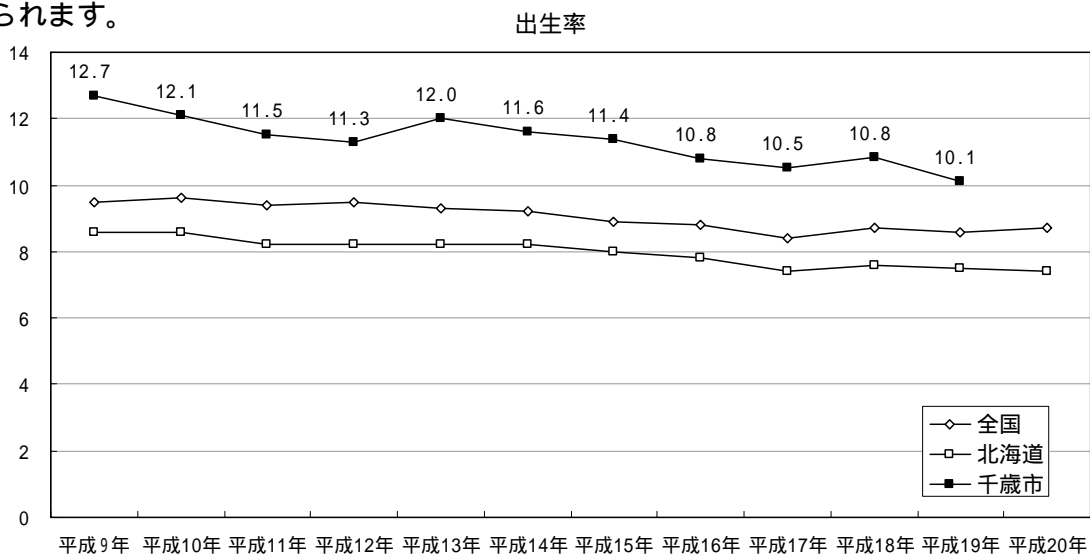
特に、20～44歳といった比較的出産の多い年代において、本市の女性の有配偶率は高水準にあり、中でも25～29歳については、全国水準・北海道水準を10ポイント近く上回っています。



資料：国勢調査（平成17年）

出生率

出生率（人口千人当たりの出生児数）についてみると、緩やかな減少傾向で推移しているものの一貫して全国水準・北海道水準を上回っており、平成19年で10.1となっています。これは、女性の25～39歳人口比率が高水準にあることによる影響が大きいと考えられます。

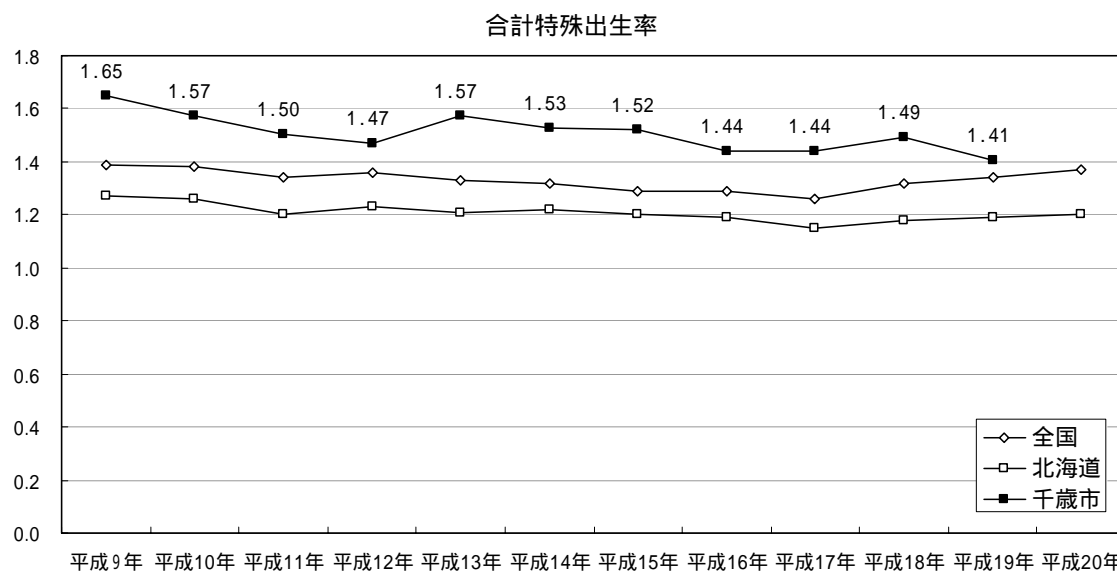


資料：人口動態統計、市資料より算出。

合計特殊出生率

合計特殊出生率についてみると、出生率の動向と同様に、一貫して全国水準・北海道水準を上回っており、平成19年で1.41となっています。

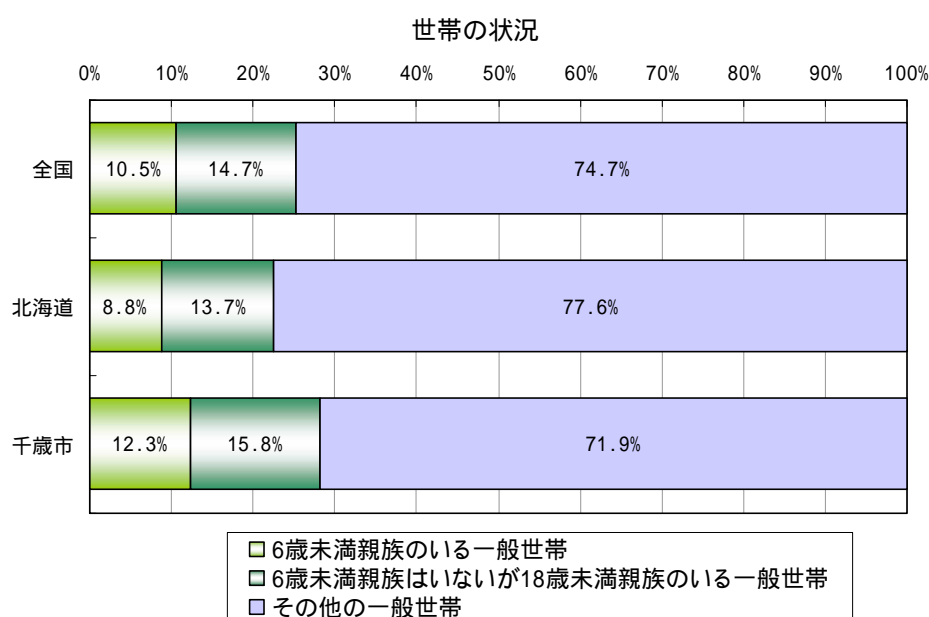
合計特殊出生率が比較的高水準にあるのは、女性の20～44歳の有配偶率が高水準にあることの影響が大きいといえます。



(3) 世帯構造

世帯の状況

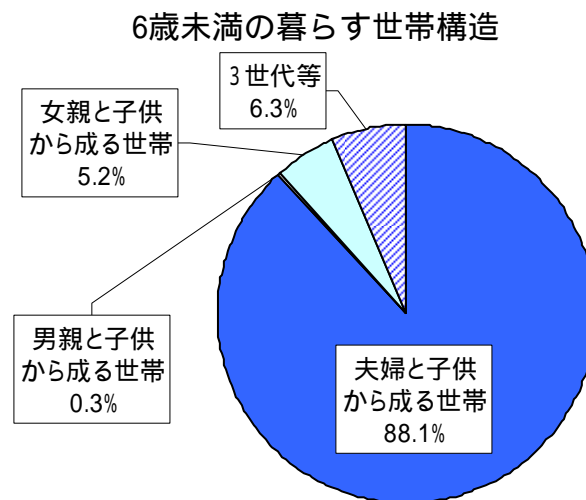
世帯の状況をみると、6歳未満親族のいる一般世帯が12.3%、6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる一般世帯が15.8%で、いずれも全国水準・北海道水準を上回っており、本市は子どもの多い都市であることがわかります。



6歳未満のいる世帯の状況

本市の一般世帯 35,786 世帯のうち、6歳未満の子ども(5,744人)のいる世帯は4,419世帯であり、6歳未満のほとんど(93.7%)が核家族に暮らしています。

6歳未満の子どもの数をみると、核家族では平均1.3人、3世代等の世帯では平均1.2人です。ちなみに、核家族における平均子ども数はおよそ1.8人となっています。



	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満 人員 (人)	平均子ども数(人)	
				6歳未満	[概数]
一般世帯	35,786	86,130	5,744		
6歳未満がいる世帯	4,419	16,794	5,744	1.3	
核家族	4,120	15,255	5,382	1.3	1.8
夫婦と子供から成る世帯	3,849	14,481	5,063	1.3	1.8
男親と子供から成る世帯	18	60	18	1.0	2.3
女親と子供から成る世帯	253	714	301	1.2	1.8
3世代等	299	1,539	362	1.2	

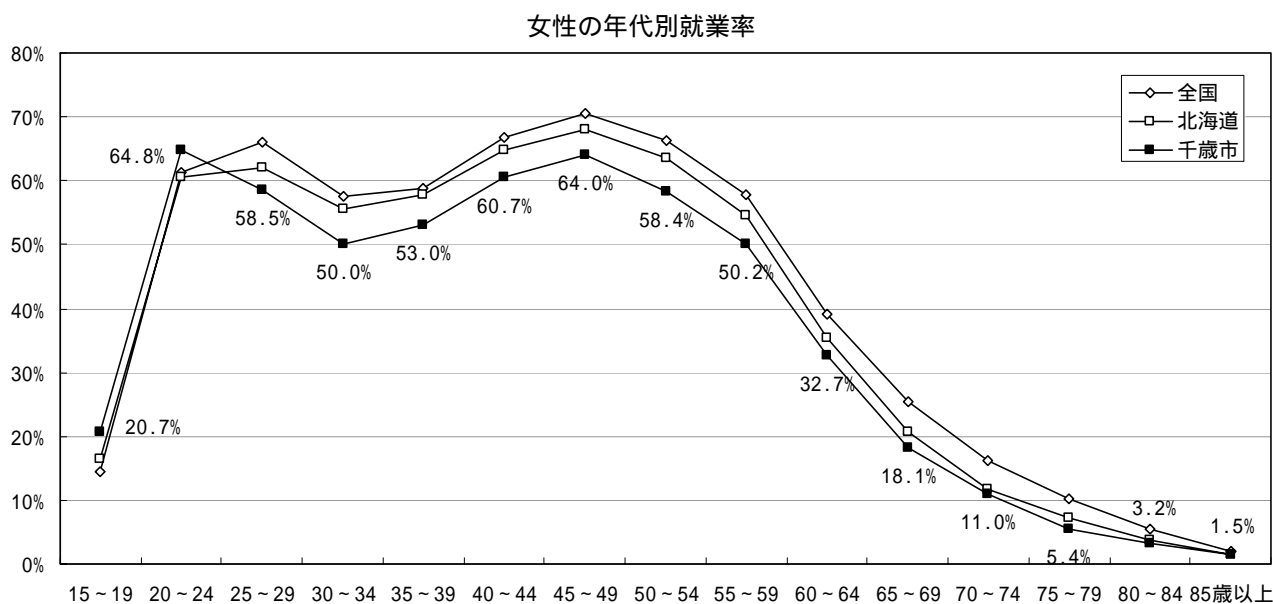
資料：国勢調査（平成17年）

(4) 女性の就業状況

女性の就業状況について年代別就業率としてみると、一旦就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字型曲線を描いていることがわかります。

しかし、全国・北海道のM字型曲線では就業率の片方のピークが25～29歳であるのに対し、本市の場合にはそのピークが20～24歳となっています。つまり、全国・北海道では結婚等による離職が30歳以降に顕著になるのに対し、本市ではそれが25歳以降であり、その分、本市の女性の結婚年齢が若いことが想定され、こうした状況も本市の出生率・合計特殊出生率が高水準にあることの大きな一因として想定されます。

また、本市の女性の25歳以降の就業率は全国水準・北海道水準よりも低く、専業主婦が多いことが窺えます。



資料：国勢調査（平成17年）

2 子育て施策の現状

(1) 前期計画の進捗管理について

千歳市では、千歳市保健福祉調査研究委員会において、前期計画の進捗状況の点検・評価を毎年度実施するとともに、その結果について市ホームページで公表しています。

(2) 前期計画の進捗状況

千歳市保健福祉調査研究委員会は、前期計画の最終年度にあたり、平成 20 年度の進捗状況と平成 21 年度末における目標達成見込みを実績値の実施率により評価しています。

評価の対象とする施策は、前期計画において目標事業量の数値を設定した 54 施策(94 指標)です。

[総合評価]

平成 20 年度において、具体的施策の実績値が目標を達成した指標は 75 指標で、全 94 指標の 79.8%を占めています。

また、各事業について必要な見直し、課題の整理などを行い、具体的施策の目標達成に向けて計画を推進することにより、平成 21 年度末においては全体の 97.7%の指標が目標を達成する予定です。

これは、昨年 4 月開設した「子育て総合支援センター(ちとせっこセンター)」が、子育て支援の拠点施設として、各種事業や子育て支援のネットワーク構築に取組み、計画推進に重要な役割を果たした結果と考えられ、概ね評価できる推進状況です。

[進捗状況総括表]

54 施策の進捗状況(平成 20 年度)は次表に示すとおりです。

なお、実施率は、基本的に実績値÷目標値×100として算出しています。

	具体的施策	指標	初期値 (H15)	到達目標 (H21)	平成20年度	
					実績値	実施率%
基本目標 1 地域で支える子育て支援の充実						
施策の方向性(1) 地域における子育て支援サービスの充実						
1	(仮称)子育て総合支援センターの整備	(仮称)子育て総合支援センター数	0か所	1か所	1か所	100
2	地域子育て支援センター事業の充実	地域子育て支援センター数	1か所	2か所	2か所	100
3	ファミリー・サポート・センター事業の充実	利用件数	764件	1,000件/年	1,644件/年	164
		会員合計数	287人	400人	718人	180
		会員講習会開催数	2回	2回/年	2回/年	100
4	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の実施	ショートステイ事業	0	実施	実施	100
施策の方向性(2) 保育サービスの充実						
1	認可保育所の充実	認可保育所数	8か所	9か所	9か所	100
		定員数	735人	825人	795人	96
2	延長保育事業の充実	11時間開所実施か所数	8か所	9か所	9か所	100
		1時間延長保育実施か所数	8か所	9か所	9か所	100
3	一時保育事業の充実	実施か所数	1か所	2か所	2か所	100
		利用者数	2,197人	3,500人/年	3,744人/年	107
4	低年齢児保育事業の充実	低年齢児保育実施か所数	8か所	9か所	9か所	100
		低年齢児定員数	249人	277人	294人	106
		乳児保育実施か所数	3か所	6か所	7か所	117
		乳児定員数	18人	36人	42人	117
5	障害児保育事業の充実	実施か所数	8か所	9か所	9か所	100
		定員数	33人	36人	39人	108
6	休日保育事業の実施	実施か所数	0か所	1か所	0か所	0
		利用者数	0人	650人/年	0人/年	0
施策の方向性(3) 交流や相談の場の提供と情報提供の充実						
1	地域子育てサロンの整備	地域子育てサロン数	2か所	順次整備	10か所	100
2	つどいの広場の整備	つどいの広場数	0か所	1か所	1か所	100
3	認可保育所地域交流事業の推進	所庭開放保育所数	0	9か所	1か所	11
4	認可保育所地域訪問交流事業の充実	出前講座開催数	7回	8回/年	9回/年	113
		「みんなのひろば」開催数	9回	12回/年	12回/年	100
7	子育てに関する情報の提供	子育て支援ガイドブック	0	作成	作成	100
		子育て支援ホームページ	0	作成	作成	100
施策の方向性(4) 児童の健全育成						
1	学童クラブ事業の充実	学童クラブ数	11か所	12か所	13か所	108
		定員数	330人	360人	410人	114
2	児童館事業の充実	児童館数	5か所	7か所	7か所	100
施策の方向性(5) 世代間交流の促進						
1	認可保育所世代間交流事業の充実	高齢者との交流保育所数	3か所	9か所	5か所	56
		中高生との交流保育所数	8か所	9か所	9か所	100
		所庭開放保育所数	0か所	9か所	1か所	11
基本目標 2 母子保健の充実						
施策の方向性(1) 子どもや母親の健康の確保						
2	新生児・産婦訪問事業の充実	母乳育児率	38.1%	38.1%以上	54.1%	142
		子育てに悩んでいる保護者の把握	未把握	実施	実施	100
3	乳幼児健康診査(4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診)事業の充実	子育てに悩んでいる保護者の把握	未把握	実施	実施	100
4	乳児委託健康診査(先天性股関節脱臼検診・10か月児健診)事業の充実	子育てに悩んでいる保護者の把握	未把握	実施	実施	100
5	4か月児健診、先天性股関節脱臼検診、BCG予防接種の統合	各種事業の統合	未実施	実施	19年度以降取り止め	
6	乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置	遊び場の設置	一部設置	全面設置	全面設置	100
7	むし歯予防対策の推進(妊娠期～幼児期)	3歳児健診時のむし歯率	35.8%	30%以下	27.8%	108
		3歳児フッ素塗布経験率	72.3%	80%以上	87.7%	110

	具体的施策	指標	初期値 (H15)	到達目標 (H21)	平成20年度	
					実績値	実施率%
8	むし歯予防対策の推進(小中学生期)	フッ化物歯磨剤の使用率	未把握	80%以上	20年度以降、目標事業量を掲げる指標から除く。ただし、関係機関との連携体制を構築し、予防対策の推進を図る。	
		個別歯口清掃指導者率	未把握	30%以上		
		就学時のむし歯率把握	未把握	実施		
13	妊婦相談支援の充実	妊婦・母子検討会議開催数	未実施	1回/月	1回/月	100
15	栄養相談(乳幼児健診栄養相談・育児相談・保健師栄養士相談)の充実	1歳6か月児健診受診児欠食率	17%	17%以下	8.2%	207
		3歳児健診受診児欠食率	22%	22%以下	10.7%	206
		妊娠期欠食率	34%(H13実績)	34%以下	26.3%	129
16	健康教育(栄養)の充実	健康教育利用者数(子育てサークルなど)	97人	100人以上/年	246人/年	246
施策の方向性(2) 食育の推進						
2	食育の健康教育の推進	1歳6か月児健診受診者欠食率	17%	17%以下	8.2%	207
		3歳児健診受診者欠食率	22%	22%以下	10.7%	206
		学童期欠食率	小学生11% 中学生18% (H14実績)	小学生11%以下 中学生18%以下	小学生 4.2% 中学生 14%	262 129
		妊娠期欠食率	34%(H13実績)	34%以下	26.3%	129
3	小学校における食に関する指導の推進	食に関する指導実施小学校数	12校	~H19 ・・全校(16校)/年 H20~ ・・8校/年	8校	100
施策の方向性(4) 小児保健医療の充実						
2	BCG予防接種事業の充実	6か月までの接種率	68.6%	92%以上	99.7%	108
		予防接種計画表	0	配布	配布	100
3	乳幼児生ポリオ予防接種事業の充実	未接種6歳児の把握	未把握	実施し、未接種児の接種勧奨	297人 (把握・勧奨)	100
		予防接種計画表	0	配布	配布	100
4	DPT予防接種事業の充実	未接種6歳児の把握	未把握	実施し、未接種児の接種勧奨	286人 (把握・勧奨)	100
		予防接種計画表	0	配布	配布	100
5	麻しん予防接種事業の充実	1歳6か月までの接種率 (H18まで1歳3か月までの接種率)	73.2%	95%以上	95.0%	100
		予防接種計画表	0	配布	配布	100
6	風しん予防接種事業の充実	1歳6か月までの接種率	51.1%	~H18 76%以上 H19~ 95%以上	95.0%	100
		予防接種計画表	0	配布	配布	100
基本目標 3 教育環境の整備						
施策の方向性(1) 次代の親の育成						
2	中高生職業体験事業の推進	職業体験受入保育所数	8か所	9か所	9か所	100
		職業体験受入幼稚園数	5か所	10か所	8か所	80
3	小学校男女共同参画学習の推進	副教材配布対象	小学4年生	~H19 ・・小学4年生 H20~ ・・小学4~6年生	小学4~6年生	100
施策の方向性(2) 学校の教育環境の整備						
2	情報化や国際化に対応した教育の推進	英会話学習実施小学校数	12校	全校	全校	100
施策の方向性(3) 家庭の教育力の向上						
2	両親教室(体験パパクラブ)の開催	受講組数(年間)	122組	~H19 ・・200組以上/年 H20~ ・・140組以上/年	130組	93

	具体的施策	指標	初期値 (H15)	到達目標 (H21)	平成20年度	
					実績値	実施率%
基本目標 4 生活環境の整備						
施策の方向性(2) 子育てにやさしい環境の整備						
2	安全な道路交通環境の整備	「あんしん歩行エリア」内の歩道整備距離	0.2km	H17 1.5km H18 ~ 4.5km	4.04km	90
4	公園の整備	近隣公園数	12か所	H17 14か所 H18 ~ 15か所	15か所	100
		街区公園数	134か所	139か所	138か所	99
基本目標 5 仕事と家庭との両立の推進						
施策の方向性(1) 仕事と家庭の両立の推進						
8	事業者に対する仕事と家庭の両立推進状況調査の実施	状況調査	0	実施	18年度の調査結果を基に施策検討	100
施策の方向性(2) 働き方の見直しと男性の子育て参加の促進						
1	男女共同参画社会の推進	講演会等参加者数(ワークショップを含む)	36人	~H18 50人/年 H19 ~ 300人/年	591人/年	197
3	女性が働くための条件整備	再就職準備セミナー参加者数	81人	90人/年	20年度以降、単独事業としての実施を取り止め、「男女共同参画社会の推進」事業の中で取り組む。	
基本目標 6 安心・安全な環境の整備						
施策の方向性(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進						
1	交通安全教室の実施	園児などの教室開催数	56回	56回/年	68回/年	121
		小学校教室開催数	64回	65回/年	69回/年	106
		教室受講者数	9,534人	~H19 ...10,000人/年 H20 ~ ...7,500人/年	7,585人/年	101
施策の方向性(2) 子どもを犯罪の被害などから守るための活動の推進						
1	緊急避難所「子ども110番の家」指定事業の充実	指定登録件数	524件	800件	1,051件	131
基本目標 7 すべての子どもと家庭への支援の充実						
施策の方向性(1) 児童虐待防止対策の充実						
2	児童虐待防止対策の充実	協議会開催数	1回	2回/年	3回/年	150
		研修会開催数	1回	1~2回/年	1回/年	100
		ネットワーク会議開催数	24回	20~30回/年	40回/年	133
施策の方向性(2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実						
1	教育相談の充実	スクールカウンセラー配置校数	小学校6校 中学校3校	市内全小中学校が活用できる配置の検討	小学校6校 中学校7校	100
		心の教室相談員配置校数	中学校3校		小学校13校	
		相談関係機関会議開催数	6回	6回/年	6回/年	100
2	学校適応指導教室「おあしす」の充実	通級児童生徒数	20人	30人/年	20年度以降、目標事業量を掲げる指標から除く。	
		学校復帰児童生徒数	9人	15人/年	ただし、実績値を把握し、指導体制の充実を図る。	
		職員研修会開催数	2回	2回以上/年	2回/年	
施策の方向性(3) ひとり親家庭の自立支援の推進						
2	母子家庭等日常生活支援事業の実施	利用者数	2人	~H19 15人/年 H20 ~ 8人/年	7人/年	88
6	自立支援教育訓練給付金事業の実施	給付金の支給	0	H17 実施 H18 ~ 10件/年	22件/年	220
7	高等職業訓練促進給付金事業の実施	給付金の支給	0	H17 実施 H18 ~ 1件/年	2件/年	200
8	常用雇用転換奨励給付金事業の実施	給付金の支給	0	H17 実施 H18 ~ 1件/年	20年度以降事業廃止	
施策の方向性(4) 障害のある子どもへの支援の充実						
4	学童クラブ障害児入所の充実	障害児受入学童クラブ数	11か所	12か所	13か所	108
		定員数	22人	24人/年	26人/年	108

3

今後の課題

子育て支援を推進していく上での課題について、アンケート調査や地域検討会での議論から抽出・整理すると次のとおりです。

千歳市民まちづくりアンケート調査（平成 20 年度）

今後のまちづくりで特に重要なものとして、全 42 項目中、「子育ての環境や支援」（29.3%）が第 4 位となっている（第 1 位は「病院・診療所などの医療環境」で 56.5%）。

千歳市子育て支援計画（後期計画）策定のためのアンケート調査（平成 20 年度）
〔就学前・就学時の保護者向けアンケート〕

父親の育児への参加はまだ低い状況

父親の育児への参加状況について「よくしている」との回答は就学前児童の保護者では 53.1%、小学生の保護者では 35.9%。

母親の相談相手、精神的な支えになっているかについて、就学前児童の保護者では「なっている」が 51.2%、小学生の保護者では 37.1%。

子育てをする上で近所や地域に望むことは、「子どもが危険な目に遭いそうなときの手助けや保護」「子どもが良くないことをしているときの注意」が上位

就学前児童・小学生の保護者ともに、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」と「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」をあげる人が多い。ついで、就学前児童の保護者では「子ども連れで交通機関や施設を利用する時に困っていたら手助けしてほしい」が、小学生の保護者では「出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が続いている。

充実を希望する子育て支援策として、就学前児童の保護者は「認可保育所や幼稚園にかかる費用負担軽減」、小学生の保護者は「安心して子どもが医療機関にかかる体制整備」がそれぞれ第 1 位

就学前児童の保護者の希望上位は「認可保育所や幼稚園にかかる費用負担軽減」59.4%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制整備」53.3%、「子連れでも出かけやすく休憩できる場所を増やす」49.7%。

小学生の保護者の希望上位は「安心して子どもが医療機関にかかる体制整備」60.2%、「子連れでも出かけやすく休憩できる場所を増やす」29.6%、「児童館など、親子が身近に楽しめる場所を増やす」26.6%。

千歳市子育て支援計画（後期計画）策定のためのアンケート調査（平成20年度）
[中学生・高校生向けアンケート]

朝食を毎日食べない中高生が3割以上

「毎日必ず食べる」は67.3%。高校2・3年生では「毎日必ず食べる」は半数以下で、「ほとんど食べない」が2割以上を占める。

小さな子ども（小学校に入る前の乳幼児）と「ふれあう機会はない」中高生が半数（50.3%）を占める

中高生から既に男女の性差に基づく役割分担の意識がある

家庭での子育てや家事について、「男性・女性の区別なくできる人がやればよいと思う」は27.0%だけで、「男性もできるかぎり、てつだったほうがよいと思う」（33.1%）など、家庭での子育て等には女性の仕事という前提に立った選択肢への回答が多い。

千歳市次世代育成支援対策地域検討会（平成21年度）

地域検討会におけるワークショップ形式での検討を通じた主な抽出課題は次のとおり。

（親の）ライフスタイルの多様化に伴い、子どもの生活リズムが乱れており、親世代に対して、食育を含め、子育て知識等の普及啓発

産科医・小児科医が不足しており、安心して子供を産む育てられる医療体制の確保
病後時保育の利用手続きの簡素化と普及啓発

学童保育の定員拡大

ファミリーサポート事業の利用促進

ひとり親家庭、特に父子家庭への支援について充実

地域において子どもたちを見守るために、地域の高齢者等の力を活用するなどの取組

前期計画に基づく子育て施策の推進により、さまざまな子育てニーズへの対応や子育て課題の解決・改善に取り組んでいるところですが、まだまだこうした課題があることを踏まえた取組みが求められています。

ただし、このような課題の多くは前期計画から対応施策に取り組んでいることから、後期計画では、これまでも進めてきた子育て施策の取組み過程において、市民のニーズ・意向を踏まえた一層の工夫や推進体制の整備が必要であることを、施策課題として認識しておく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

本計画は、10年間（平成17～26年度）の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」に基づく「千歳市子育て支援計画」の後期計画であることから、基本理念等の計画の基本的な考え方については、原則として前期計画を踏襲するものとします。

子どもを取り巻く社会の現状や千歳市の現状を踏まえ、本計画の基本理念として次の3つを掲げます。

基本理念1

すべての子どもが健やかに安心して育つまち

子どもは次代の社会を担うかけがえのない存在です。

少子化の進行により子ども同士のふれあう機会が減り、子どもの自主性や社会性などが育ちづらく、また、虐待や子どもが巻き込まれる犯罪が増加するなど、子どもが健やかに安心して育ちづらい環境になってきています。

子どもの育ちは、社会の育ちでもあるため、すべての子どもが心身ともに健やかに安心して育つ環境づくりをめざします。

基本理念2

すべての家庭が安心して子育てをできるまち

子どもにとって生活の基本の場は家庭です。

子どもの健やかな成長は家庭の暖かい愛情や絆の中で生まれ、その中で基本的な生活習慣や社会的規範を身に付けていきます。

すべての家庭が子どもを育てる喜びを感じ、安心して子育てをできる環境づくりをめざします。

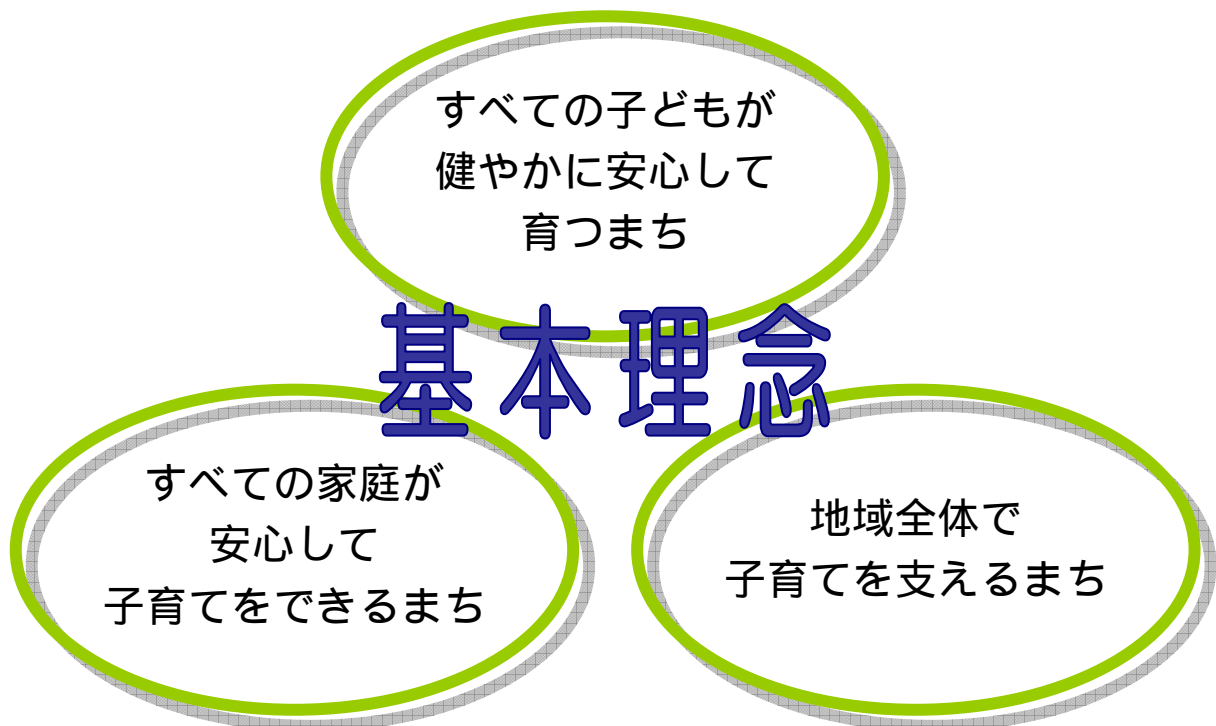
基本理念3

地域全体で子育てを支えるまち

子育ては家庭だけではなく、地域全体でも支える必要があります。

子どもの生活の基本の場は家庭ですが、核家族化の進行や近隣関係の希薄化などにより、子育てに負担や不安を抱える家庭が増え、家庭における子育て力は低下しています。

子育ては家庭が基本であることを前提に、すべての子どもと家庭を地域全体で支える環境づくりをめざします。



2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の7つを基本目標として、総合的に施策を推進していきます。

基本目標 1 地域で支える子育て支援の充実

すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、地域で支える子育て支援の充実を図ります。子育て支援サービスの充実を図るとともに、これらを身近で利用しやすいものとするために、受け取りやすい形での情報提供や子育て中の保護者の交流や相談の場づくりを図り、子育てを家庭のみならず、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

基本目標 2 母子保健の充実

すべての家庭が安心して子どもを生き育てられるように、保健、医療、福祉などさまざまな分野が連携し、保護者と子どもの健康確保を図るとともに、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、それぞれの発達状況に応じた取組を推進します。

基本目標 3 教育環境の整備

すべての子どもが健やかに成長し、豊かな心や生きる力を伸ばすことができるように、学校、家庭、地域などさまざまな分野が連携し、子どもの健全な育成を図ります。

また、家庭を築き、子どもを生き育てることの喜びや大切さを実感できるように、保護者と子どもがともに学び、育ち合う環境づくりを推進します。

基本目標 4 生活環境の整備

すべての子どもとその保護者がのびのびと安心して生活ができるように、子育てに配慮した良好な居住環境の確保を図るとともに、道路やさまざまな施設、公園などを利用しやすい環境に整備し、安全で快適に暮らせる子育てにやさしいまちづくりを推進します。

基本目標 5 仕事と家庭との両立の推進

すべての子育て家庭が多様なライフスタイルにあわせて働きながら、安心して子育てができるように、事業者、家庭、地域などさまざまな分野が連携し、仕事と家庭の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

また、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性が働きやすく、男女が協力して家庭を築き、子どもを育てる環境づくりを推進します。

基本目標 6 安心・安全な環境の整備

すべての子育て家庭が安心して子どもを育て、子どもが安全に暮らせることができるように、学校、家庭、地域などさまざまな分野が連携し、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守り、安心・安全な環境づくりを推進します。

基本目標 7 すべての子どもと家庭への支援の充実

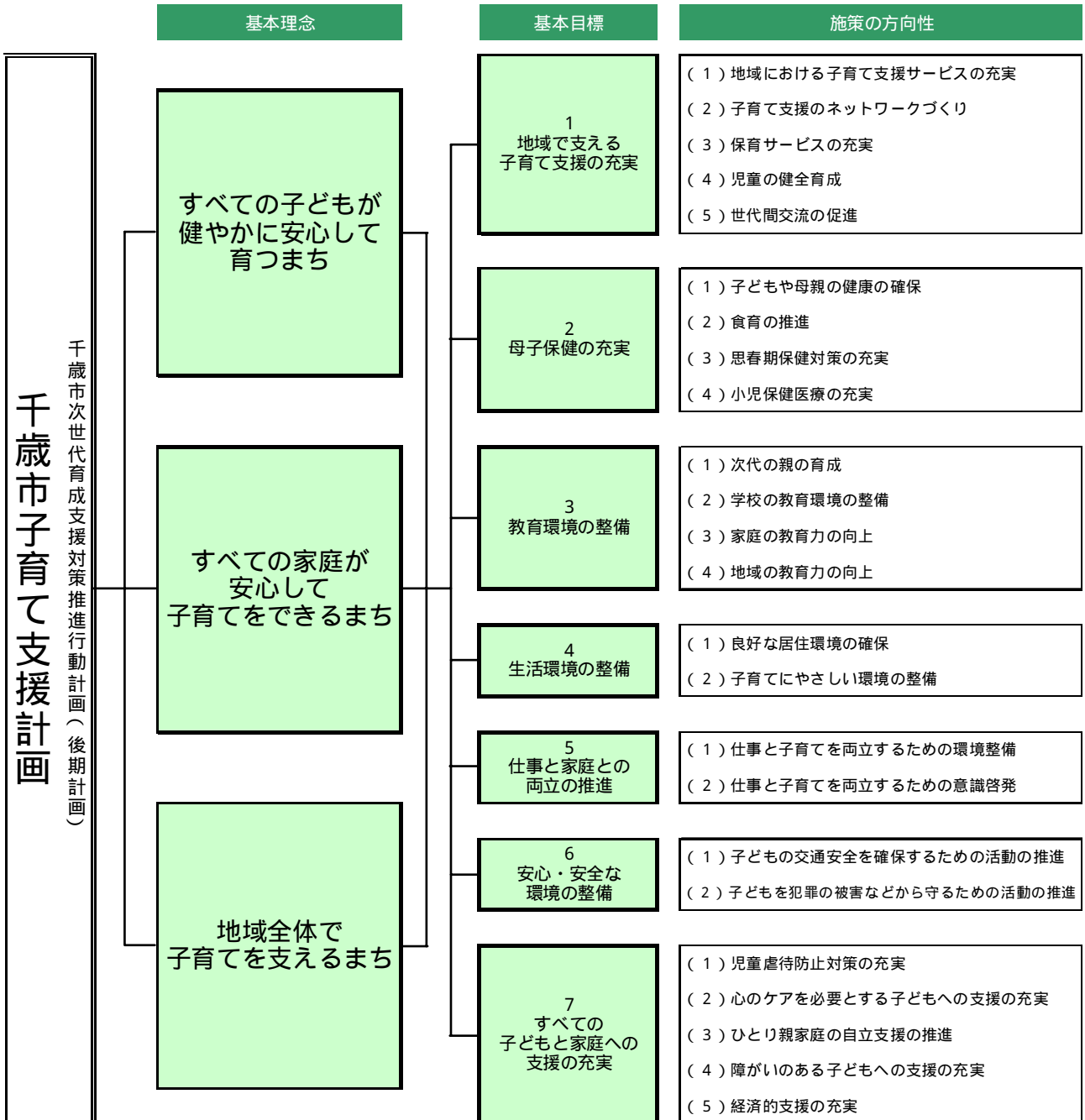
すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待 防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校、児童虐待など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭をはじめ、さまざまな状況にある子どもや家庭に対して支援する体制を整備します。

3

施策の体系

本計画における施策の体系は次に示すとおりです。



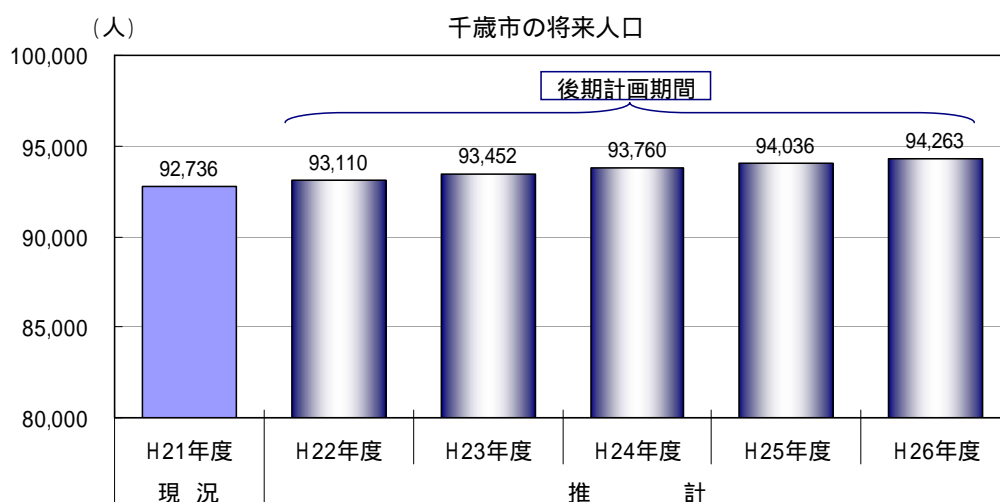
4 主要指標

(1) 将来の人口と児童数

将来人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票の各年4月1日の実績データに基づき推計しています。

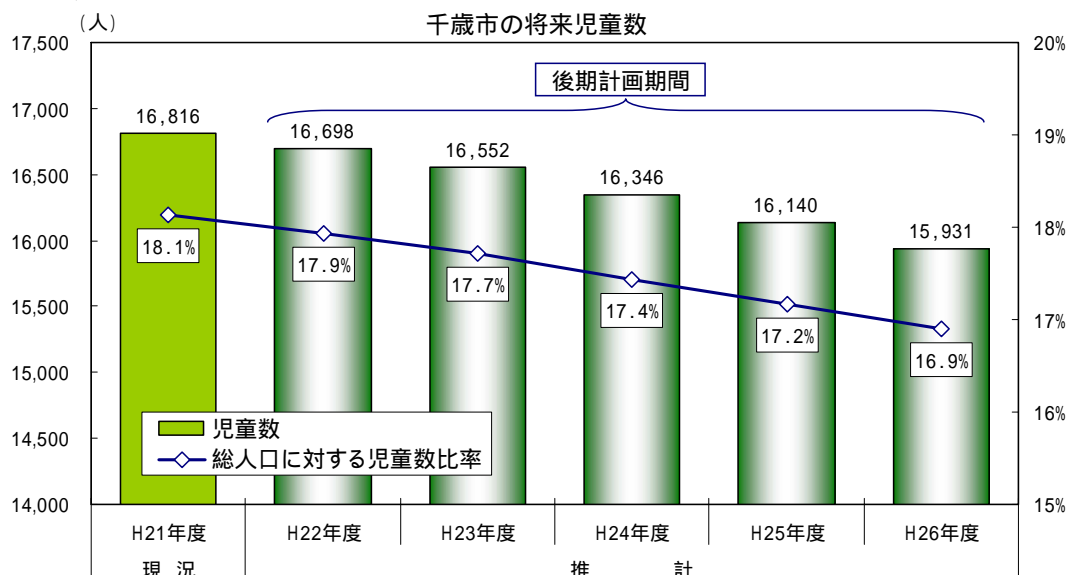
将来人口

本市の総人口は、平成21年4月1日現在の92,736人から、本計画の最終年度である平成26年4月1日には94,300人程度にまで増加するものと見込みます。



将来児童数

児童数(0~17歳)は、平成21年4月1日現在の16,816人から平成26年4月1日には15,900人程度にまで減少するものと見込みます。



(2) 目標事業量

次世代育成支援対策推進法において目標事業量を設定することとなっていることから、後期計画策定にあたって、子育て支援に関するニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果などから推計した保育サービスを中心に、平成26年度までの到達目標を設定しています。

	具体的施策	指 標	現 状 (H20年度 実績)	到達目標 (H26年度)
基本目標1 地域で支える子育て支援の充実				
地域における子育て支援サービスの充実				
	地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援センター数	2 か所	(調整中)
	つどいの広場の充実	つどいの広場数	1 か所	
	ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センター 会員数	718 人	
		緊急サポートの実施		
	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の実施	受入施設数	2 か所	
	地域子育て応援事業の実施	協賛店舗数		
子育て支援のネットワークづくり				
	子育てに関する情報の提供	子育て支援ガイドブック作成	新版作成	
保育サービスの充実				
	認可保育所の充実	認可保育所数	9 か所	
		定員数	795 人	
	アクションプログラムに基づく保育所における質の向上	各種施策の取組		
	延長保育事業の充実	実施か所数	9 か所	
	一時保育事業の充実	実施か所数	2 か所	
		利用定員数	24 人	
	低年齢児保育の充実	乳児保育実施か所数	7 か所	
		乳児保育定員数	42 人	
		3歳未満児定員数	294 人	
	障がい児保育の充実	実施か所数	9 か所	
		定員数	39 人	
	休日保育事業の実施	実施か所数		
		利用定員数		
	病児・病後児保育事業の充実	実施か所数	1 か所 (病後児)	▼

	具体的施策	指 標	現 状 (H20 年度 実績)	到達目標 (H26 年度)
児童の健全育成				
	学童クラブ事業の充実	学童クラブ数	13 か所	(調整中)
		定員数	410 人	
	児童館事業の充実	児童館数	7 か所	
	青少年会館の運営	利用者数	10,426 人	
世代間交流の促進				
	許可保育所世代間交流事業の充実	高齢者との交流保育所数	5 か所	
	児童館世代間交流事業の充実	児童ふれあい交流促進事業 実施児童館数	7 か所	
基本目標2 母子保健の充実				
子どもや母親の健康の確保				
	妊婦教室(わくわくママクラブ)の開催	参加者延べ数	312 人	
	新生児・産婦訪問事業の充実	乳児家庭全戸訪問	実施	
		母乳実施率	54%	
	乳幼児健康診査・育児相談等における栄養指導	3歳児健診朝食摂取率	89.3%	
	健康教育(栄養)の充実	健康教育利用者数	329 人	
	むし歯予防対策の推進	3歳歯児科検診時う歯率	27.8%	
健康診査事業の充実	さわやか健診受診数	185 人		
食育の推進				
	食育推進計画に基づく食育推進	各種事業の取組		
思春期保健対策の充実				
	性に関する健康教育の推進	健康教育実施回数	5 回	
基本目標3 教育環境の整備				
次代の親の育成				
	児童館交流事業の充実	児童ふれあい交流促進事業 実施児童館数	7 か所	
	小学校男女共同参画学習の推進	標語応募校	8 校	
学校の教育環境の整備				
	情報化や国際化に対応した教育の推進	eラーニング申込者数	180 件	
家庭の教育力の向上				
	両親教室(体験パパクラブ)の開催	参加組数	130 組	
地域の教育力の向上				
	放課後子ども教室推進事業の実施	放課後子ども教室開設数	1 か所	
	学校支援地域本部事業の実施	学校支援地域本部設置数	1 か所	▼

	具体的施策	指 標	現 状 (H20 年度 実績)	到達目標 (H26 年度)
基本目標4 生活環境の整備				
子育てにやさしい環境の整備				
	公園の整備	近隣公園数	15 か所	(調整中)
		街区公園数	138 か所	
基本目標5 仕事と家庭との両立の推進				
仕事と子育てを両立するための環境整備				
	企業における仕事と家庭の両立推進事業の実施	仕事と家庭の両立推進に関する実態調査		
	両立支援に関する情報提供	各種情報の提供	実施	
基本目標6 安心・安全な環境の整備				
子どもを犯罪の被害などから守るための活動の推進				
	千歳っ子見守り隊支援事業	登録者数	1,223 人	
	不審者情報携帯メール配信事業	登録件数	678 件	
基本目標7 すべての子どもと家庭への支援の充実				
障がいのある子どもへの支援の充実				
	早期療育体制の充実	早期療育の実施	実施	
	学童クラブ障がい児入所の充実	障がい児受入学童クラブ数	13 か所	
		定員数	26 人	
	特別支援教育・交流教育の充実	特別支援教育支援員の配置	12 名	
経済的支援の充実				
	乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施	個別配送による支給	実施	↓

第4章

目標の実現に向けた施策の展開

基本目標 1

地域で支える子育て支援の充実

基本目標 1 の達成を図るため、5 つの施策の方向性に基づく 32 の具体的施策に取組みます。

施策の方向性		具体的施策	備考
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	1	地域子育て支援拠点事業の充実	
	2	ファミリー・サポート・センター事業の充実	
	3	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の充実	
	4	地域子育て応援事業の実施	
(2) 子育て支援のネットワークづくり	1	地域子育てサロンの整備	
	2	つどいの広場の充実	
	3	認可保育所地域交流事業の推進	
	4	地域訪問交流事業の充実	
	5	児童館地域交流事業の充実	
	6	幼稚園地域交流事業の推進	
	7	子育てに関する情報の提供	
(3) 保育サービスの充実	1	認可保育所の充実	
	2	アクションプログラムに基づく保育所における質の向上	
	3	延長保育事業の推進	
	4	一時預かり事業、特定保育事業の充実	
	5	低年齢児保育事業の充実	
	6	障がい児保育事業の充実	
	7	休日保育事業の充実	
	8	病児・病後児保育事業の充実	
	9	市立認可外保育所の実施	
	10	家庭保育室への支援	
	11	夜間保育園への支援	
	12	幼稚園における預かり保育事業の推進	
	13	待機児童解消への支援	
(4) 児童の健全育成	1	学童クラブ事業の充実	
	2	児童館事業の充実	
	3	学校体育施設の活用	
	4	青少年会館の運営	
	5	青少年指導センター活動の充実	
(5) 世代間交流の促進	1	認可保育所世代間交流事業の充実	
	2	児童館世代間交流事業の充実	
	3	幼稚園世代間交流事業の推進	

「備考」欄の は新規掲載事業です。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

1 地域子育て支援拠点事業の充実

[これまでの成果と課題]

保育所、学童クラブ、児童館、地域子育て支援センター、つどいの広場が集まる複合施設として、平成 20 年 4 月に開設した「千歳市子育て総合支援センター」(通称ちとせっこセンター)は、子育て支援の中心的な施設として、子育てに関する相談や情報の提供を行うとともに、地域で子育てを支援する既存の子育てサロンに対する支援や地域との交流など各種支援事業を展開しています。

また、市内 2 か所目の地域子育て支援センターでは、既存のセンターと連携をとりながら子育て相談、子育て講座、子育てサークル支援など、子育て家庭への情報提供の場であり、就学前の親子同士の交流を深め、子育てのストレスや悩み、育児負担などの軽減を図るための各種事業に取り組んでいます。

また、地域全体の子育て支援の充実を図るため「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」を設置し、各関係機関や市民団体との連携を図っています。

[今後の取組]

今後さらに、子育て総合支援センターを拠点に、子育て家庭への各種サービス情報の発信、地域の子育て支援者の育成、地域子育てサロンの開設支援など各種支援事業の充実を図ります。

また、より多くの市民が利用し子育て家庭を地域で支え合う基盤の形成のため、2 か所の地域子育て支援センターが連携しながら、それぞれの地域の中で子育て相談や子育て講座、子育てサークル支援など各種事業の充実を図ります。

また、地域の中で安心して子育てできる環境づくりと総合的な子育て支援の推進を目指し、「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」を中心的組織として、各関係機関・団体等との連携を強化し、相互の協力による全市的な子育て支援ネットワークの構築に取り組めます。

2 ファミリー・サポート・センター事業の充実

[これまでの成果と課題]

地域において子育てを手助けしてほしい会員(依頼会員)と手助けをしたい会員(提供会員)が組織をつくり、仕事と子育ての両立や会員相互の信頼関係をもとに、有償で地域の人が子育て家庭を支援することを目的に平成 14 年度から実施しています。

利用件数及び会員合計数ともに前期計画の目標を大きく上回り、保育所等ではカバーしきれないサービスの提供に大きく寄与していますが、前期計画の後半の年次では会員数、利用件数ともに頭打ちとなっています。

[今後の取組]

事業については、既に浸透していると思われることから、現状に加え、急な出張等に

対応する預かりなどの緊急的サポートへの取組みをめざします。

3 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の充実

[これまでの成果と課題]

保護者の病気や仕事、その他の理由などにより、一時的に子どもを保育することが困難となった家庭を支援するため、子どもを児童福祉施設で宿泊を伴う短期間預かる事業を実施しています。

千歳市内には受入施設がないため、北広島市の児童養護施設に委託していますが、施設に空がなく利用できないという事態を解消するため、平成20年度から新たに1箇所委託施設を追加し、2箇所体制で実施しています。

[今後の取組]

家庭や地域社会における子育て力の低下、子育ての孤立化などにより、親類等の援助が得られない家庭や、育児不安や育児疲れ等の負担を感じる保護者が増大していることから、短期的に児童を預かるシステムは今後も必要です。

今後も、医療機関や保育所等、関係機関にパンフレットの設置を依頼するとともに、児童相談業務においても、直接必要のある家庭に対し利用を勧めるなど市民への周知を図ります。

4 地域子育て応援事業の実施

[これまでの成果と課題]

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域全体で子育て家庭を支援するために、北海道と協働して「ちとせ地域子育て応援事業」を平成21年5月から実施しています。

市内にある店舗や企業、施設等の協賛を得て、市内に住所のある中学校修了までの子どもがいる世帯を対象に、申請により“ちとせ子育て応援カード”を交付し、協賛店で提示した際に商品の割引などの特典サービスを受けられることができます。

北海道で行っている「どさんこ・子育て特典制度」との協働事業であることから平成26年度までを事業期間としています。

事業の実施により、子育て家庭に地域や社会全体で子育てを支援していることを実感していただき、子どもを安心して産み、育てる喜びを感じる子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。

[今後の取組]

今後も、「どさんこ・子育て特典制度」との協働事業として、市内協賛店の拡大を図るとともに、より多くの子育て家庭が申請し特典サービスを利用できるよう、パンフレットの配布や制度の周知に努めます。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

1 地域子育てサロンの整備

[これまでの成果と課題]

各地区の民生委員児童委員や町内会が、市内の各地域で子育てサロンを実施することで、多くの親子と一緒に遊びながら交流を深める場となり、子育ての悩みや育児負担の軽減にもつながっています。

市では、身近にある町内会館などの施設を利用して、子育て中の親子が気軽に集える「地域子育てサロン」を各地域に整備するため、新たなサロンの立ち上げや既存のサロンへの支援を行ってきましたが、まだ身近な場所で設置されていない地域もあることから、今後さらに各地域の子育て支援者との協力体制を強化していく必要があります。

また、さらに多くの市民が利用できるよう周知することも必要です。

[今後の取組]

町内会館や児童館、子育て支援を実施している施設など身近にある場所で、子育て中の親子の交流や情報交換、親同士の仲間づくりなど地域における子育て支援体制の強化を図るため、今後も各地域の「子育てサロン」を整備することを目指します。

2 つどいの広場の充実

[これまでの成果と課題]

「つどいの広場」は、平成17年6月に市立図書館2階に開設し、その後、平成20年4月の子育て総合支援センターの開設と同時にセンター内に移転し、市民協働事業として市民活動団体と市が連携し企画・運営しています。

親子同士の交流や子育て相談などが気軽にできることから、利用人数が大幅に増加しており、子育ての不安や悩み、育児負担の軽減につながっています。

[今後の取組]

孤立しがちな子育て中の親子の不安や悩み・育児負担を解消するため、乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、他の親子との交流や仲間づくり、育児相談などができる場として、今後さらに子育てに関する情報提供に努め、内容の充実を図ります。

3 認可保育所地域交流事業の推進

[これまでの成果と課題]

認可保育所の所庭を開放し、入所児童と地域の児童のふれあいの場を作るとともに、子育てに悩みを抱える地域の保護者の交流や相談の場を提供するため、平成20年度から認可保育所1か所での所庭開放を開始し、平成21年度は3か所で実施しています。

前期計画の目標は、9か所すべての認可保育所での所庭開放の実施としていましたが、その目標には到達していない状況です。

[今後の取組]

平成 21 年度の市立認可保育所での実施内容を検証し、それらをノウハウとして、すべての認可保育所での所庭開放を実施することにより地域交流事業を推進します。

4 地域訪問交流事業の充実

[これまでの成果と課題]

平成 19 年度まで市立認可保育所の保育士が地域に出向き、町内会館やコミュニティセンターなどで「千歳学出前講座」や児童館で「みんなの広場」を実施してきましたが、平成 20 年 4 月からは子育て総合支援センターとして職員を派遣し実施しています。

親子に遊びの指導や育児相談を行ない、身近な場所で安心して親子一緒に遊べる環境づくりを進めていますが、より多くの市民にさまざまな方法で子育て情報を提供できるように、今後も検討していく必要があります。

[今後の取組]

「千歳学出前講座」では、親子が楽しんで参加できるような講座メニューを拡大し、内容の充実を図ります。

「みんなの広場」では、今後も児童館と協力し、地域の親子が自由に参加できるように遊びや子育て情報の提供、子育て相談などを実施し、多くの親子の交流の場となるよう努めます。

5 児童館地域交流事業の充実

[これまでの成果と課題]

児童が来館しない午前中の時間に、乳幼児親子を対象とした遊びの紹介等の行事を毎月実施しているほか、育児サークル等に対する活動場所の提供など、地域における子育て交流の場作りや情報提供を行なっています。

利用者には取り組みが定着しているものの、未だに児童館を知らない親子もいるため、関係機関と連携を図り、地域の児童館を気軽に利用できるよう周知することが必要です。

[今後の取組]

各地域の小学校や保育所（園）、幼稚園、町内会、民生委員、ボランティア、並びにちとせっこセンター等との連携を図り、子育てに関するさまざまな情報提供を行うネットワークづくりに努め、事業の充実を図ります。

6 幼稚園地域交流事業の充実

[これまでの成果と課題]

幼稚園を地域の子育て中の親子などに開放し、遊び場や保護者の交流の場を提供するとともに、子育てサークルへの支援や子育てに関する相談機能・情報提供体制の充実を推進しています。

[今後の取組]

地域社会の教育力が、家庭での子育てを孤立から守り、幼児の日常生活の基盤を安定させることから、幼稚園を活用して地域での交流の機会を提供し、家庭と地域を結び付ける活動の充実を図ります。

7 子育てに関する情報の提供

[これまでの成果と課題]

「千歳市子育てガイド」は、子育てに関するさまざまな情報を一元的に提供する子育て支援ガイドブックとして、H18年度、H21年度と3年毎に掲載情報を更新し新版を作成し、小学校入学までの子育て家庭を対象として配布するとともに、子育て支援に関わる機関・団体などにも配布しています。

また、引きこもりがちな子育て家庭にも、より受け取りやすい形で子育て支援サービスの最新情報を提供するために、市のホームページに子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」を平成20年10月10日に開設し、運営管理していますが、タイムリーに情報提供できる魅力あるホームページにすることが求められています。

[今後の取組]

今後も、「千歳市子育てガイド」は、更新時ごとに子育て支援事業の関係者が集まり、掲載情報の見直し点検を行い、利便性のあるガイドブック作成を目指します。

また、「ちとせ子育てネット」は、市や地域が行う子育て支援サービスの最新情報を提供するとともに、より多くの方に利用してもらえよう利用者の意見を積極的に取入れ魅力ある情報提供に努めます。

また、今後さらに子育て支援に関わる機関・団体との連携を深め、子育てに関する情報を一元的に管理・提供するための取組みを推進します。

(3) 保育サービスの充実

1 認可保育所の充実

[これまでの成果と課題]

認可保育所における入所希望者の増加や多様化する保育サービスへ対応するため、前期計画では老朽化した市立認可保育所の建替えや民営化を行ってきましたが、定員数は目標の825名に到達していないことから、一時的な待機児童が発生しています。

[今後の取組]

前期計画で予定していた既存の民間認可保育所における定員30名増と、「市立保育所の整備及び民営化計画」における市立認可保育所1か所の民営化を実施し、定員を増やすことにより待機児童の解消を図るとともに、乳児保育などの保育サービスの充実を図ります。

2 アクションプログラムに基づく保育所における質の向上

[これまでの成果と課題]

平成20年2月27日に厚生労働省が取りまとめた「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」とこととされました。

次世代育成支援対策を進める上で、保育の質を向上させていく視点を重視し、千歳市におけるアクションプログラムを整備する必要があります。

[今後の取組]

「千歳市の保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を次のとおり実施します。

保育実践の改善・向上

養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上を図るため、次の取組を行います。

- ・自己評価の推進

国の発出する自己評価に関するガイドラインを参考に、千歳市における各保育所の自己評価の実施内容を検討し、実施に備えます。

- ・地域の関係機関等との連携

既存の「ちとせ子育て支援ネットワーク」や「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会」等に積極的に参加し、保育所からの情報発信や他機関からの情報収集を行い、関係各機関との連携を図ります。

子どもの健康及び安全の確保

保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう、次の取組を行います。

- ・保健・衛生面の対応

国の発出する「感染症に関するガイドライン」等を参考に、保育所を衛生に

保ち、集団感染等が発生しない努力を続けます。

- ・ 特別の支援を要する子どもの保育の充実

認可保育所において、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育を推進するとともに、通園施設や市の健診部門との連携を強化し、子ども（特に保育に欠ける障がい児）の福祉の向上を図ります。

保育士等の資質・専門性の向上

保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育所において質の高い人材を確保します。

- ・ 保育士研修会の充実

認可保育所の保育士だけでなく、認可外保育所の保育士や子育て支援に関わる関係者を対象に、外部の専門家の講師を招聘し、子育てに関する知識等の研鑽を図ります。

- ・ 他機関が実施する研修会への積極的参加

保育士としての特殊な業務に関わるための専門的な知識を習得するため、各種研修会へ積極的に参加させます。また、そのための財源の確保に努めます。

以上の「アクションプログラム」に基づき、保育所における質の向上を図ります。

3 延長保育事業の推進

[これまでの成果と課題]

認可保育所における通常の開所時間は、午前7時から午後6時までの11時間ですが、保護者の就労形態の多様化に伴い、残業等による保育時間の延長への要望が増加していることから、希望者に対し、さらに1時間延長して保育を実施するもので、全認可保育所9か所において実施しています。

[今後の取組]

今後も、利用者のニーズを把握しながら事業の推進に努めます。

4 一時預かり事業、特定保育事業の充実

[これまでの成果と課題]

保護者の勤務形態の多様化による断続的勤務等への対応、保護者の疾病や冠婚葬祭等により緊急的に保育を必要とする場合、または育児疲れの解消等の私的な理由による保育ニーズに対応するために一時保育を提供しています。

平成20年度から認可保育所1か所での一時保育事業を開始し、既存の認可保育所に加え、2か所で定員24名の受入を行い、年間利用者数は3,500名に達しています。

[今後の取組]

育児疲れ等で悩みを抱える母親のリフレッシュとしての役割が今後ますます必要になるものと考えられるため、今後も現状を維持するとともに、市立認可保育所の民営化に併せて利用状況等を見極め、受入体制の充実を図ります。

5 低年齢児保育事業の充実

[これまでの成果と課題]

3歳未満児の入所希望の増加に対応するため、3歳未満児定員を認可保育所全体で277人、乳児保育実施保育所数6か所、乳児定員36人を21年度までの目標としていましたが、平成20年度でそれぞれの目標を上回るサービスの提供を行っています。

[今後の取組]

3歳未満児の入所申請が依然として多いことから、認可保育所の民営化及び建替えに合わせて、乳児保育実施保育所を9か所とし、3歳未満児の定員数も増やす方向で見直し、保育サービスの充実を図ります。

6 障がい児保育事業の充実

[これまでの成果と課題]

障がい児保育の需要が増えているため、受入枠の拡大を目的として、平成21年度までに実施保育所9か所、定員数36人にする目標を設定し、受入枠の拡大を図ることとし、平成20年度の実績で実施保育所9か所、定員数39人と、目標を達成しています。

[今後の取組]

今後もさらなる需要増が見込まれることから、定員数の一層の増加を図るため、各保育所の定員数の見直しを行います。ただし、安全面の配慮から各保育所における適正な定員数を検討し充実を図ります。

7 休日保育事業の充実

[これまでの成果と課題]

保護者の就労形態の多様化に対応するため、前期計画で実施することを目標としていた休日保育事業は、平成21年度から認可保育所1か所において開始しています。

[今後の取組]

引き続き事業を継続するとともに、今後は利用者の視点にたって、より利用しやすい方法等について検討し充実を図ります。

8 病児・病後児保育事業の充実

[これまでの成果と課題]

平成14年度から病後児の受入を「千歳こどもデイケアルーム」において開始しました。病気の回復期で、集団保育が困難な児童を勤務の都合などにより家庭で保育できない保護者に代わり一時的に預かる施設として、保護者が安心して働くための環境づくりに寄与しています。

しかし、利用頻度に対して事業実施にかかる費用が大きいことが課題となっています。

[今後の取組]

今後も、保護者が安心して働くことができる環境づくりのため、病後児保育事業の実施形態などを見直し、より利用しやすい事業内容を検討します。

具体的には、「病児・病後児保育事業への転換を図り対象者を増やす」、「受入態勢を充実させ利用定員を増やす」など、利用者の利便性の向上を図るとともに、事業を継続実施できる方策について検討し、事業の充実を図ります。

9 市立認可外保育所の実施

[これまでの成果と課題]

市街地から離れた地域において保育に欠ける児童の受入及び学齢前における集団生活の経験に寄与することを目的として、へき地保育所を設置しています。

地域における児童数の減少から、平成17年度以降、長都保育所が休所するなど、運営の継続について課題となっています。

[今後の取組]

設置運営に関しては地域の要望が強いことから、今後も継続することとします。

しかし、一定の児童数が確保できなければ、集団生活で子ども同士の関わり合いが少なくなり、施設そのものの存在意義が問題となることから、統廃合などについても検討します。

10 家庭保育室への支援

[これまでの成果と課題]

認可保育所に入所できない乳児の預かりを行っています。現在は認可保育所7か所で満6ヶ月以上の乳児の預かりを行っており、平成20年度に家庭保育室が2施設減となり、4施設で受入を行っています。

乳児にとって少人数の家庭的な雰囲気の中での預かりは、安全性等で効果が上がっており、また産休明けからの唯一の受入先としても存在意義は大きいと言えます。

[今後の取組]

家庭保育室の利点や存在意義を踏まえ、需要のあった形での事業を継続します。

11 夜間保育園への支援

[これまでの成果と課題]

保護者の就労形態の多様化に伴い、夜間に保育を必要とする家庭の子育てと就労の両立を支援するため、一定の基準を満たし夜間保育を実施している既存の私立認可外保育所1か所に対し、補助金を交付しています。

[今後の取組]

今後も、夜間保育を必要とする児童の保護者の利便性を図るため、現行の補助支援を継続するとともに、認可保育所における夜間保育事業の実施の可能性について検討します。

12 幼稚園における預かり保育事業の推進

[これまでの成果と課題]

多様化する保護者の就労形態などに対応するため、通常の教育時間外での預かり保育事業を推進し、現在では市内の私立幼稚園 10 園すべてで行っています。

[今後の取組]

低迷する経済情勢等により、共働きを希望する世帯が増加しており、今後ますます幼稚園における預かり保育事業の需要は高まるものと推測されることから、今後も継続して本事業を推進します。

13 待機児童解消への支援

[これまでの成果と課題]

認可保育所においては、市立保育所の建替えや民営化を推進し、保育サービスの拡充を図ってきましたが、未だに年度の途中で待機児童が発生している現状があります。

[今後の取組]

今後も、認可保育所の整備を行っていきませんが、やむを得ず一時的に待機となる児童を認可外の保育所において受入ってもらうことにより、待機児童の解消を図ります。

(4) 児童の健全育成

1 学童クラブ事業の充実

[これまでの成果と課題]

児童館併設を基本とし、公共施設、小学校の余裕教室等の活用を図りながら、待機児童の解消や入所希望者の増加に対応するため、平成18年度2カ所、平成20年度1カ所を開設し、これまでに13カ所開設しており、平成21年度までの目標10カ所は達成しています。

現在、一部地域を除き各校区内に設置していますが、年々、入所希望者が増加しており、学童クラブへの期待も高まっていることから、各校区内での開設が望ましく、未設置地域における整備が課題となっています。

[今後の取組]

平成22年4月に2学童クラブを併設する(仮称)北陽地区児童センターを開設し、おさつ団地町内会が管理する長都タウンセンター内に設置しているほくよう学童クラブを廃止します。

今後、学童クラブの未設置校区への整備を進めます。

2 児童館事業の充実

[これまでの成果と課題]

地域の児童や乳幼児とその母親を対象に、各種行事の実施や日々の遊びを通し、安心・安全な放課後の居場所、子育て支援の活動拠点として、計画的に整備され、20年4月に開設した「ちとせっこ児童館」まで7館を設置しています。

今後は各地域の特色を活かした行事等を計画・実施していき、気軽に利用できる地域の児童館としての定着を図ることや中高生の居場所としての位置づけ、未設置地域における整備が課題となっています。

[今後の取組]

平成22年度に8館目となる(仮称)北陽地区児童センターを開設するとともに、今後は、児童数、地域状況などを勘案し、未設置地域における児童館整備を図っていきます。

また、地域との連携を深め、「地域の中の児童館」としての充実を図りつつ、中高生の居場所としての位置づけについては関係機関と連携を図りながら対応策を検討します。

3 学校体育施設の活用

[これまでの成果と課題]

学校の体育館・グラウンド・プールを、地域の児童をはじめ広く一般市民に開放しており、平成19年度からは土日開放校を拡大し、スポーツの普及や児童の放課後や休日の安全な遊び場として、学校体育施設の有効活用を図りました。

今後も引き続き、学校体育施設の開放を促進することが必要です。

[今後の取組]

学校体育施設は、地域の共通の財産という考え方に立って、開放を促進し、地域住民が利用しやすい管理運営に努め、今後も活用します。

4 青少年会館の運営

[これまでの成果と課題]

施設利用の周知や利便性向上への取組みの結果、平成 15 年度実績を上回る利用者数となっており、青少年の心身の健全な発達や地域の青少年活動の振興が図られています。

[今後の取組]

青少年会館を活用し、青少年の心身の健全な発達や地域の青少年活動の振興を図るため、今後もスポーツ活動などを通じて連帯性や協調性、責任感などを養える場の提供に努めます。

5 青少年指導センター活動の充実

[これまでの成果と課題]

青少年の健やかな成長と非行の未然防止を目指し、青少年指導センターでは専門指導員を配置し、関係機関・団体・市民ボランティアなどと連携を図りながら、街頭指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを行っています。

また、電話や面談などにより青少年や保護者から悩み事の相談を受け、解決に向けての支援をしています。

[今後の取組]

今後も、青少年が非行等に足を踏み入れることのないよう関係機関・団体等との連携を強化し、家庭・学校・地域が一体となって健全育成活動の充実を図ります。

(5) 世代間交流の促進

1 認可保育所世代間交流事業の充実

[これまでの成果と課題]

核家族化や地域での隣近所との関係が希薄になる中で、保育所が地域の中で世代間交流の場としての役割を果たすことを目的とし、所庭開放、中高生の職業体験の受入や高齢者との交流を積極的に進めています。

前期計画の目標事業量は、これらの事業を9か所すべての認可保育所での実施としていましたが、高齢者との交流及び所庭開放については目標に到達していない状況です。

[今後の取組]

今後も、全保育所において、高齢者との交流や中高生の職業体験の受入れなどを通して世代間交流を推進します。

また、特に、所庭開放については、全保育所での実施を目標とするとともに、保育所行事への地域老人クラブの参加呼びかけなど高齢者との交流の機会拡大に努めます。

2 児童館世代間交流事業の充実

[これまでの成果と課題]

児童館における各種行事等を通し、乳幼児や小・中・高校生、高齢者と交流する取組みを行っており、特に、ちとせっこ児童館は複合施設に併設していることから交流の機会も多い状況です。

今後は各館の特色を活かした取組みが必要です。

[今後の取組]

各児童館の特色を活かした活動を通し、地域に開かれた交流の場づくりを推進するため、学校、地域等との連携、協力体制を図ります。

3 幼稚園世代間交流事業の推進

[これまでの成果と課題]

幼稚園において、中高生が職業体験を行うことをはじめ、小学校や地域の行事に参加するなど、世代間交流の機会の拡大を推進しています。

[今後の取組]

子どもたちの豊かな人間性の育成のため、幼稚園において中高生が職業体験を行うことを始め、幼稚園の地域開放など、異年齢、異世代間の交流機会を拡大する取組みを推進します。

基本目標 2

母子保健の充実

基本目標 2 の達成を図るため、4 つの施策の方向性に基づく 27 の具体的施策に取組みます。

施策の方向性	具体的施策	備考
(1) 子どもや母親の健康の確保	1 妊婦相談支援の充実	
	2 妊婦教室（わくわくママクラブ）の開催	
	3 妊婦健康診査事業の充実	
	4 助産施設制度の実施	
	5 新生児・産婦訪問事業の充実	
	6 乳幼児健康診査事業（4 か月健診・1 歳 6 か月健診・3 歳児健診）事業と事前支援の充実	
	7 乳幼児委託健康診査（先天性股関節脱臼検診・10 か月児健診）事業の充実	
	8 育児相談の充実	
	9 育児支援対策の充実	
	10 虐待予防母子保健事業の充実	
	11 こども発達相談の充実	
	12 乳幼児健康診査・育児相談等における栄養相談の充実	
	13 健康教育（栄養）の充実	
	14 むし歯予防対策の推進	
	15 乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置	
	16 健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実	
(2) 食育の推進	1 食育推進計画に基づく食育推進	
(3) 思春期保健対策の充実	1 性に関する健康教育の推進	
	2 性教育の推進	
	3 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	
(4) 小児保健医療の充実	1 小児救急医療体制の充実	
	2 B C G 予防接種事業の充実	
	3 乳幼児生ポリオ予防接種事業の充実	
	4 D P T 予防接種事業の充実	
	5 麻しん・風しん予防接種事業の充実	
	6 ヒブワクチン接種費用の助成	
	7 こども医療費助成事業の実施	

「備考」欄の は新規掲載事業です。

(1) 子どもや母親の健康の確保

1 妊婦相談支援の充実

[これまでの成果と課題]

母子保健法第 17 条に基づき、母子手帳の交付を行っています。

母子手帳の交付には、保健師、助産師、看護師が対応し、保健指導や育児支援が必要と思われる妊婦に対し、訪問、電話等で支援しています。

母子保健システムを活用し、妊娠期から子育て期まで一貫した支援を実施しており、兄弟姉妹がいる場合にはそれらも含めた世帯としての支援を行っています。転入妊婦に対しては、転入手続きの際に妊婦教室を案内し、子育てガイド等を配布し、これからの育児に向けて支援を開始しています。

また、妊婦、子育て支援に関して、統一した関わりが持てるよう、母子カンファレンスを定期的に行っています。

[今後の取組]

妊娠初期から子育て支援を視野に入れた支援を行うためアンケート等を実施し、対象者のニーズにあわせた支援方法を展開し充実を図ります。

2 妊婦教室（わくわくママクラブ）の開催

[これまでの成果と課題]

平成 16 年度から毎月 1 回(年 12 回)の開催とし、妊娠・出産・育児と全 3 コースで 1 クールの実施をしています。育児コースに関しては、千歳市子育て支援センターとの共催とし、先輩ママとの交流会や子育て支援センターの見学など、育児に関する地域資源に触れる機会を設けています。

平成 20 年度からは、アリスこどもセンターに加えて、ちとせっこセンターにおいても開催しています。

市の特性として転入者が多いことから、引っ越してきたばかりで友人や知人がいない等の悩みを抱えている母親が多く見られ、本教室は仲間づくりのきっかけの場として重要な位置づけがなされており、参加者にも好評を得ています。

[今後の取組]

各コースについて、参加者のニーズを参考に内容を検討し、よりニーズにあった魅力ある教室づくりを目指します。地域で母子が孤立することがないように、今後も妊娠期間からの仲間づくりを推進し、育児について相談できる関係機関の周知に努めます。

3 妊婦健康診査事業の充実

[これまでの成果と課題]

平成 20 年度は、一人につき 5 枚であった妊婦一般健康診査受診票が、平成 21 年度よ

り、一人につき最大 14 枚の交付となり、超音波検査受診票は年齢の制限がなくなり、最大 6 枚の交付となっています。交付枚数が増えたことにより、健康診査や超音波検査にかかる経済的負担が軽減されています。

定期的に健康診査を受診することは、妊娠期の安全と異常の早期発見のため重要であり、受診票の利用状況を通して、受診状況を把握しています。

また、平成 20 年 10 月より、道外の医療機関で妊婦健康診査を受診した妊婦に対しても、同額の助成を行っています。

[今後の取組]

妊娠期間を安全に過ごし異常を早期発見するためには、定期的に健康診査を受診することが重要なことから、今後も効果的な事業の実施に努めます。

4 助産施設制度の実施

[これまでの成果と課題]

助産施設制度は、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、助産施設である市立千歳市民病院等において助産の実施を行うもので、昭和 45 年から実施していますが、近年の経済状況の悪化により、助産利用者は年々増加しています。

制度等については、子育てガイドや母子手帳交付時に周知するとともに、市民病院等関係機関との連携に努めています。

[今後の取組]

経済状況の悪化により、今後も経済的な理由から利用対象者の増加が予想されるため、引き続き関係機関との連携及び周知に努め、制度を必要とする妊産婦が安心して出産できるよう努めます。

5 新生児・産婦訪問事業の充実

[これまでの成果と課題]

平成 9 年度から新生児訪問事業を開始、平成 19 年度からは、こんにちは赤ちゃん事業として全戸訪問を開始しています。

産後うつアンケートで、産後うつ症や育児不安、養育環境などに伴う育児困難を早期に把握し、新生児期からの一貫した支援を個々の状態に合わせて早期に行うことで虐待予防に努めています。困難事例については、担当助産師と保健師による月 1 回子育て検討会やカンファランスを実施しています。

また助産師の訪問支援は、母乳推進にも効果的で、全国的にみても母乳実施率は高い水準にあります。

転出、長期不在、入院などで訪問できない場合を除き、約 94%（平成 19 年 4 月～20 年 11 月調べ）の訪問を行っています。

[今後の取組]

新生児の健やかな発育のため、赤ちゃん訪問を継続して実施するとともに、妊娠中に出産や今後の不安に関するアンケートを行い、早期からの育児支援に努めます。

また、新たに訪問時のアンケート内容を充実し、妊娠時期から継続して育児状況を把握します。訪問拒否などで状況を把握できない母子の数をできるだけ少なくするよう努めます。

6 乳幼児健康診査（4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診）事業と事後支援の充実

[これまでの成果と課題]

平成9年度に3歳児健診が市町村に委譲されてから、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、乳幼児健診（集団）を実施しており、受診率は平成20年度でいずれも95%超と高い状況です。

各健診をとおして、発達に問題がある場合は、必要に応じ保育所や幼稚園等の関係機関と連携し支援を行っています。

各健診未受診者に対しては、封書や訪問・電話等で受診勧奨を徹底しており、受診期間が過ぎた者に対しては、訪問や保育所への確認等で全例把握に努めています。

4か月児健診ではH17年度より「虐待予防ケアマネジメント」を開始し、育児不安の要因を多角的に捉え、確実なフォローを心がけています。

3歳児健診以降は、市で実施している健診はないため、すべての5歳児（保護者）に対して発達の目安等を記載したパンフレットを郵送するとともに、心配な時に保護者が相談できるよう相談機関について周知しています。

[今後の取組]

問診票の見直しや健診内容を検討し、軽度発達障害児に対する支援体制の充実に努めます。

健診の事後支援として、乳幼児健診結果から支援が必要な乳幼児については、保育所や幼稚園、子育て支援センターなどと連携を図り、発達や発育、育児支援に努めます。

母子保健システムを活用し妊婦から乳幼児期までとぎれることなく、世帯として総合的に支援します。福祉分野、学校などの関係機関との連携を強化し、連絡会議や個別の相談を必要時迅速に行います。

7 乳児委託健康診査（先天性股関節脱臼検診・10か月児健診）事業の充実

[これまでの成果と課題]

先天性股関節脱臼検診、10か月児健診は市内の指定医療機関に委託し実施しています。

それぞれに関して受診の必要性等のPRを行っていますが、未受診の場合は2ヶ月間の受診期間が過ぎた時点で、訪問や電話等で状況把握に努めています。

平成21年4月より、10か月児健康診査受診票の発達項目の確認内容を変更し、精神発達等の遅れについて、より早期に発見できるようになっています。

4か月児健診で実施される「虐待予防ケアマネジメント」により、育児不安の問題が

深刻である場合は、重点的に支援を行っています。

[今後の取組]

股関節脱臼健診については、PRを強化し、受診率の向上を目指します。

10か月健診については、発達を促すような事後支援の充実を図ります。

また、健診の受診勧奨方法を検討するとともに、未受診者の状況について全数把握することをめざします。

8 育児相談の充実

[これまでの成果と課題]

毎月2回・年間24回、保健センターにおいて身体計測・育児・栄養・発達・歯科相談を実施しています。

育児相談の利用者数は年々増加しています。身体計測を毎月希望する保護者も多く、利用延べ数も大幅に増加しています。核家族のため身近に相談できる人がいない、転入のため近隣に友人がいない場合もあり、気軽に発達や育児に関する相談ができる場として活用されています。

様々な職種が対応していることから、個々のケース支援や相談内容に関して一貫した対応が出来るよう、カンファレンス等を実施しています。

[今後の取組]

利用者のニーズを確認しながら、今後も身近な相談の場として継続します。相談者数の増加と相談内容の複雑化で時間を要することが多く、利用者のニーズにあった相談体制を検討します。

9 育児支援対策の充実

[これまでの成果と課題]

子育て支援に関する様々なサービスが定着しつつある中、各種乳幼児健診、育児相談、家庭訪問、電話相談、他機関からの情報などを通して、子育てに困難を感じている保護者や虐待の恐れがある保護者に対しては、関係機関と連携を取りながら支援を継続して行っています（主に乳幼児期から中学生までを対象として、幼稚園、保育園、小中学校等と連携を取りながら保護者に対して支援を行っています）。

また、支援者が子育て支援に関し統一して関わりが持てるよう定期的なカンファレンスも行っています。

[今後の取組]

今後はさらに、妊娠初期からの育児支援も視野に入れた対応を検討し、事業の充実を図ります。

10 虐待予防母子保健の充実

[これまでの成果と課題]

保護者のストレス、虐待、家庭内の暴力等による育児困難な状況を把握した際、母親を対象としたグループミーティング(保健所から引き継ぎ平成18年度から市実施、月1回)の参加を呼びかけています。グループミーティングは、母親が自分の気持ちを素直に話せる場であり、その結果、客観的に育児を振り返ることができ育児に対して前向きになり、問題が解決に向かうなどの効果が上がっています。また、臨床心理士による育児講座(平成19年度から開始、年2回)を開催し、育児について一人で悩むことがないよう働きかけを行っています。

子育て検討会を月1回開催し、困難事例に対しては、臨床心理士や保健所子育て担当主査、家庭児童相談員など関係機関の専門職種と意見交換をしながら支援の内容を検討しています。

赤ちゃん訪問、各乳幼児健診において、母の子育て不安や虐待につながる可能性を早期に発見するために、スクリーニング(アンケート)を実施するとともに、関係機関と連携し、支援が必要な家庭を訪問するなど早期対応に努めています。

[今後の取組]

今後も、虐待や不適切な養育がおこらないように、早期に状況を把握し、保護者に対する支援を行い、虐待予防に努めます。また、グループミーティングの内容や保護者への関わり方について関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

11 こども発達相談の充実

[これまでの成果と課題]

平成17年度にこども発達相談室を拡充し、発達相談環境の充実を図りました。

発達につまづきがある乳幼児への発達評価と育児助言、発達を促す親子遊び、4～5人での小集団遊び、電話での相談などを実施しています。新規相談が増加傾向にあることから、日程が組みにくい状況があります。また、発達のリスクの確認のため、継続した相談が必要となっています。

幼稚園、保育所(園)に通う子ども達については、保護者依頼のもと担当保育士や幼稚園教諭と集団生活において力を発揮しやすくなるための情報交換や助言などを行っています。

発達障害者支援法施行により、平成18年度から、発達障がいについてのパンフレットを作成し、幼稚園、保育所(園)に配布し、周知に努めています。

また、発達障がいへの早期対応が図られるよう各種乳幼児健診の問診内容や5歳児相談資料の見直しへの協力を行っています。

子ども達の就学時には、保護者依頼のもと通常学級や特別支援学級等の特別支援教育コーディネーターと学校生活に適應しやすいよう引き継ぎを行っています。

[今後の取組]

今後も発達につまづきのある乳幼児の発達相談、育児支援としてのグループ相談、同様に個別での遊び支援、電話相談などを実施します。

幼稚園や保育所(園)で、発達障がい傾向の子どもが、問題行動や不適応を生じないように、引き続き相談や資料の提供を行い、集団生活に適応しやすくなるよう連携を図ります。

また、乳幼児の発達に係わる関係機関などと連携を図り、発達のリスクがある乳幼児に対して適切な子育てが行えるよう、相談体制の充実に努めます。

12 乳幼児健康診査・育児相談等における栄養相談の充実

[これまでの成果と課題]

各種乳幼児健診、育児相談、母親教室、電話相談などにおいて、乳幼児や妊婦を対象に個々の状況に応じた栄養相談を行い、食事に関する悩みや不安の軽減につながっています。

また、食育の推進も視野に入れて、朝食欠食の改善、健全な食生活の確立に向けた対応を行っています。

[今後の取組]

乳幼児健診や育児相談等における個別の栄養相談を充実します。

妊娠期から食事の重要性についての啓発を進め、乳幼児期においては各種健診・相談を通して食に対する関心と理解を深めてもらうとともに、規則正しい食生活を実践することができるように支援します。

13 健康教育（栄養）の充実

[これまでの成果と課題]

母親教室や出前講座、各種機関（ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター等）からの依頼により、講話・調理実習等の健康教育を実施し、望ましい食生活や食習慣、適切な栄養知識の普及啓発、食育を推進しています。

また、食事と口腔衛生との関連が重要であることから、歯科衛生士と連携し、虫歯予防と適切な間食の与え方についての知識の啓発を目的として健康教育を実施しています。

各子育て支援センターと連携し、養育者のニーズに合わせた対応を行っています。

また、小学生を対象に調理実習を伴う食育教室を実施し、楽しく食について学び、食への関心を高める機会となっています。

[今後の取組]

食生活の重要性についての啓発を継続して進め、望ましい食生活についての知識の普及啓発、食生活改善における実践可能な方法などについて、関係機関と連携を図りながら、より多くの市民に健康教育を進めます。

14 むし歯予防対策の推進

[これまでの成果と課題]

むし歯予防を図るため、各健診において個別指導（歯科検診・歯科相談）を実施しています。保育所、幼稚園、学童クラブ、子育て支援センターに出向き、歯磨き指導やおやつの与え方に関する歯科教室を開催しているほか、むし歯予防デーや健康まつり等における啓発活動、フッ化物洗口等に取り組んでいます。

[今後の取組]

集団指導の内容については、その都度見直し、効果的な媒体や方法などについて検討するなど予防対策の推進を図ります。

15 乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置

[これまでの成果と課題]

平成17年度より、乳幼児健診、育児相談、予防接種、さわやか健診などの会場内に遊び場を設置し、保育士を配置しています。保育を行うことで、安心して健診などを受けられるような体制づくり、子どもの安全な遊び場の確保、子育て交流の場などの提供に寄与しています。

平成20年度からは、月1回、育児相談の遊び場でボランティアによる絵本の読み聞かせや図書の紹介などを実施しています。

多くの方が利用しており、今後も利用者数の増加が予想されるため、利用者数に応じた遊び場の提供を行っていくことが望まれています。

[今後の取組]

今後も、多くの利用者が安心して保健サービスを利用できるような保育の場を設置するとともに、利用する保護者に対し、育児や事故防止などの安全に関することについての啓発や周知の場となるよう充実を図ります。

16 健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実

[これまでの成果と課題]

19歳から39歳の女性に「さわやか健診」、20歳以上に「子宮がん検診」、40歳以上に「乳がん検診」を実施しています。

受診機会として、子宮がん検診は集団健診において「さわやか健診」と同時実施のほか、医療機関での個別検診、乳がん検診は医療機関での個別検診、その他子宮がん検診と乳がん検診を同時に受診できる集団健診を実施し、受診しやすい環境整備を行いました。

また、受診率向上のために、乳幼児健診の場や幼稚園・保育所でのチラシ配布や、健康教育・出前健康相談等での相談や展示等による啓発活動を実施しています。

子宮がん検診・乳がん検診の受診数は、平成19年度に増加し、平成20年度においても維持していますが、「さわやか健診」については、平成20年度の健診体制の変更に伴

い減少したことから、受診機会をPRし、受診数を確保する必要があります。

なお、健診事後相談日や健康づくり教室、健康相談・健康教育を実施し、生活習慣改善の機会としています。

子育て世代の対象者の参加が得られるよう、時間・場所、テーマの設定、保育の確保等を工夫するとともに、子育て世代等の若い世代をターゲットに、平成20年度から市内施設において出前健康相談を開始したことに伴い、子育て世代の相談実績が上がってきています。

[今後の取組]

子育て世代等、若い年代からの生活習慣改善が必要であることから、今後も健康を確認する機会として、また、生活習慣改善を行う機会とした、受診しやすい健診機会の設定やPR、健康相談・健康教育等の機会の確保に取り組みます。

子育て世代への周知が徹底されるよう、乳幼児健診等の場を活用し、健診をはじめとする各種保健事業のPRを行います。

生活習慣改善など健康づくりについては、保健事業の設定場所や時間、テーマなどを検討しながら子育て世代の参加が得られるよう、充実を図ります。

(2) 食育の推進

1 食育推進計画に基づく食育の推進

[これまでの成果と課題]

食をめぐるっては、食の安全性に対する関心や健康志向が高まる一方で、時間に追われる現代では外食や調理済食品利用の傾向が進み、脂肪の過剰摂取や野菜の摂取不足といった栄養バランスの偏りや不規則な食事が顕著となったり、若年層を中心の欠食や孤食が増加するなど、これからの問題が絡み合い生活習慣病の増加に繋がっています。

また、食の乱れは健康だけではなく、心にも大きく影響を及ぼすことから、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を通じた豊かな人間性の形成や家族の関係づくりなどの食育の推進が求められています。

市では、これまで保育、農業、教育、保健分野のそれぞれの立場で、食育推進に関する取組を行ってきていましたが、市民運動として食育を推進し、生涯にわたって健康で幸せに暮らせるまちづくりを目指し、平成 21 年 3 月「千歳市食育推進計画」を策定しています。

(計画期間は平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間です。)

食育推進計画では、食育は家庭、保育所、幼稚園、学校、地域との協働により市民運動として次の 6 つの共通目標を掲げて取組むこととしています。

共通目標

- 1 食事は楽しく、おいしく食べましょう
- 2 規則正しい食習慣を心がけましょう
- 3 バランスのとれた食生活を食卓に取り入れ、健康で豊かな生活を実現しましょう
- 4 千歳市でとれた食材を活用しましょう
- 5 食べ物の大切さを知り自然の恵みに感謝しましょう
- 6 食育への関心を高めましょう

[今後の取組]

妊娠期から段階を踏んで、それぞれのライフステージ(妊娠期、乳幼児期、学齢期、青年期など)にあった食育を各分野(保育所・幼稚園・学校など)と連携し実践します。

各分野の推進事業

1 啓発事業

- (1) 食育フォーラムなどでの市民意識の啓発や食育計画の PR
- (2) 栄養士による「出前講座」を実施し、市民の「食」に対する知識と理解の PR

2 保育所分野での取組

- (1) 給食をとおして食事のマナーや好き嫌いをなくすなど食べる力を育てる
- (2) 給食だよりなどでバランスのとれた献立や季節感を取り入れた食を推進する
- (3) 保護者に対する栄養指導

3 学校分野での取組

- (1) 早寝早起き朝ごはんの推奨

(2) 給食だよりなどでバランスのとれた献立や季節感を取り入れた食を推進する

(3) 栄養教諭などによる食に関する指導

4 保健分野での取組

(1) こども食育教室の実施

(2) 健康まつりでの食生活についての知識の啓発、情報提供

(3) 母親学級での妊娠中から食に関する知識の啓発

(4) むし歯予防教室やおやつについての栄養教室の実施

(5) 親子食育健康教室の開催を検討

(3) 思春期保健対策の充実

1 性に関する健康教育の推進

[これまでの成果と課題]

市内小学校・高校等において、性に関する健康教育を実施しています。

健康教育は、心と身体の成長や性に関する内容のほか、夫婦や恋人など親密な人への暴力（DV - ドメスティック・バイオレンス）や相手を尊重することの大切さなどの内容を取り入れ実施しています。

[今後の取組]

小中学校、高等学校、市内の施設と連携をとりつつ、今後もテーマについて検討しながら実施していきます。望まない妊娠を防ぐことやDVの防止について、今後も高等学校と協力し健康教育を進めます。

2 性教育の推進

[これまでの成果と課題]

学校教育において、保健、道徳、特別活動、生徒指導などの教育活動全般を通じ、北海道教育委員会が発行する性教育指導資料、普及啓発DVD（ビデオ）や市の出前講座等を活用しながら、性教育を推進しています。

また、保護者向啓発資料の配付や「エイズ撲滅」普及啓発ポスターの掲示も行っています。

[今後の取組]

今後も関係機関と連携しながら、性感染症防止の重要性について指導するとともに、性に関する正しい知識や情報についての教育を推進します。

3 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

[これまでの成果と課題]

小学校5、6年生と中学校の保健、特別活動などで喫煙、飲酒、薬物乱用の防止の観点から身体への害などについて、市が行う「知っておきたいタバコと健康」、保健所が行う未成年喫煙防止講座や北海道警察署が実施する薬物乱用防止教室などの出前講座を活用し、より正しい知識や情報の普及を進めています。

[今後の取組]

今後も、各種の出前講座や「北海道健康づくり協働宣言」に基づく関係機関との連携を図り、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進します。

(4) 小児保健医療の充実

1 小児救急医療体制の充実

[これまでの成果と課題]

市が医師会に委託する内科系と外科系の救急外来診療において、内科系では小児の患者の対応も行っています。

また、小児救急については、市民病院が独自事業として平日 18 時～21 時に夜間急病診療を実施しています。

このほか、身体の不調などに対して、看護師や医師などに電話で相談できる「ちとせ健康・医療相談ダイヤル 2 4」を平成 21 年 4 月より開設しており、子育てに不慣れな母親への身近な相談先として利用されています。

[今後の取組]

医師・医療スタッフの不足など、既存の体制の維持が大変難しい状況にありますが、市民病院をはじめ、千歳医師会や関係機関などとの連携を図り、小児救急医療体制の充実に努めます。

2 B C G 予防接種事業の充実

[これまでの成果と課題]

結核はかなり減りましたが、依然として毎年発生しており、大人からこどもに感染することも少なくありません。乳幼児期に罹ると、結核性髄膜炎や粟粒結核などの重篤な感染症に発展することもあります。

平成 6 年の法の改正により、義務接種から個人の意思を尊重する努力義務に変わり、インフォームドコンセント(説明と同意)が求められますが、結核予防法第 13 条に基づき、生後 3 か月以上 6 か月未満の乳幼児を対象に予防接種を実施しています。

対象年齢が生後 3 か月以上 6 か月未満と短い期間であることから、機会を逃さないように、予防接種計画表を配布し周知徹底を図りながら指導する必要があります。

また、B C G 未接種者への勧奨を強化することも必要です。

[今後の取組]

今後も、B C G 予防接種の対象者が期間内に接種の機会を逃さないよう予防接種計画表を配布するなど周知徹底を図り、予防接種率の向上に努めます。

3 乳幼児生ポリオ予防接種事業の充実

[これまでの成果と課題]

ポリオの発生は世界でまだ根絶されていないため、ワクチン接種率を現状どおり高く保ち続けることが大切です。予防接種法第 3 条に基づき生後 3 か月以上 90 か月未満の乳

幼児や児童を対象に投与しています。

集団接種によって短い期間に、地域全体を免疫化する方法が有効で、春・秋の2期に保健センターにて年間18回の集団接種を行っています。

また、冊子「予防接種と子どもの健康」を配布し、注意事項の事前確認など予防接種に関する知識の啓発を図るとともに、BCG接種時配布する注意事項の裏面に予防接種計画表を載せ次回可能な予防接種を勧奨しています。

また、接種会場の混雑を緩和する工夫、保護者の負担を軽減するために兄弟接種希望者への同日接種、任意ポリオ日程は親子同日接種を可能にして二次感染の防止に努めています。

[今後の取組]

他の予防接種時や乳幼児健診、育児相談などの機会に、今後も予防接種計画表を配布するなど周知徹底を図り、予防接種率の向上に努めます。

4 DPT 予防接種事業の充実

[これまでの成果と課題]

DPT（ジフテリア・百日咳・破傷風）混合ワクチンは、予防接種法第3条に基づき3か月以上90か月未満の乳幼児や児童を対象に予防接種を実施しています。

また、千歳医師会に委託し、市内指定医療機関での実施が可能であり、曜日指定・予約制等体制は異なりますが、土曜日に実施できる病院もあり、接種者の体調や都合にあわせ接種日程を考えることができる体制が確立されています。医師会と連絡調整を図り、予防接種ガイドライン、千歳市予防接種実施細目・実施要項に沿った安全・確実な接種方法で実施しています。報告された予診票の未記入・不備な部分は実施病院・保護者へ電話で確認し、より安全・確実な実施へとつなげています。

また、ポリオ・BCG接種時に配布する注意事項の裏面に予防接種計画表を載せ次回可能な予防接種を勧奨しています。

接種機会を逃すことがないように、日程が限られる集団接種ポリオ・BCGと、個別接種DPTの早期接種の順番を保護者が組み立てることができるように情報提供することが必要です。

[今後の取組]

他の予防接種時にDPTの接種回数が確実に接種できているか確認し、効果的に接種できるように指導するとともに、今後も予防接種計画表を配布するなど周知徹底を図り、予防接種率の向上に努めます。

5 麻しん・風しん予防接種事業の充実

[これまでの成果と課題]

平成18年4月1日の予防接種法の改正により、麻しん・風しん混合(MR)ワクチンによる2回接種制度が導入されています。また、平成20年4月から5年間の時限措置として、中学校1年生と高校3年生に相当する年齢の方に定期予防接種を実施しています。

予防接種の対象者は、生後1歳以上2歳未満の幼児(第1期)、小学校入学前1年間の幼児(第2期)、中学校1年生相当年齢の方(第3期)、高校3年生相当年齢の方(第4期)ですが、早期接種の重要性を保護者に知らせ「1歳になったら麻しん・風しんの予防接種」を受けるよう周知しています。

また、千歳医師会に委託し、市内指定医療機関での実施が可能であり、曜日指定・予約制等体制は異なりますが、土曜日に実施できる病院もあり、接種者の体調や都合にあわせ接種日程を考えることができる体制が確立されています。医師会と連絡調整を図り、予防接種ガイドライン、千歳市予防接種実施細目・実施要項に沿った安全・確実な接種方法で実施しています。報告された予診票の未記入・不備な部分は実施病院・保護者へ電話で確認し、より安全・確実な実施へとつなげています。

また、冊子「予防接種と子どもの健康」を配布し、注意事項の事前確認など予防接種に関する知識の啓発を図るとともに、ポリオやBCG接種時に配布する注意事項の裏面に予防接種計画表を載せ次回可能な予防接種を勧奨しています。

[今後の取組]

MRワクチン未接種者への勧奨を強化するとともに、予防接種の必要性と有効性などについて周知徹底を図り、早期接種と予防接種率の向上に努めます。

6 ヒブワクチン接種費用の助成

[これまでの成果と課題]

ヒブ(Hib)ワクチンは、乳幼児の全身感染症を引き起こす原因となる細菌性髄膜炎の主要菌「インフルエンザ菌b型」を予防するために有効と認められ、世界100カ国以上で接種されており、日本でも平成20年12月から任意接種(有料)が一般的に可能となっています。

しかし、現状ではワクチンの流通量が充分とはいえず、需要に対する安定した供給が課題となっています。

[今後の取組]

ヒブワクチンは、現在、予防接種法で定められたワクチンではありませんが、今後2～3年以内には安定供給される見通しであることから、国や関係団体からワクチンの安全性についての情報収集を進め、接種費用の助成に向けて検討します。

7 子ども医療費助成事業の実施

[これまでの成果と課題]

生まれてから小学校を卒業するまでの子どもに対し、医療費の一部を助成しています。

従来、対象を小学就学前までとして、重度・ひとり親家庭等の医療助成対象者を除く3歳未満の乳幼児及び住民税非課税世帯の子どもには入院・通院とも全額助成(ただし、医科580円・歯科510円の初診時一部負担金を除く)、3歳以上小学校就学前までの幼児には、入院・通院とも1割の助成を行ってきた医療費助成事業ですが、平成20年8月からは小学全学年まで拡大しました。小学1年から6年までの入院については2割の助成

を行い、小学1年から3年の通院についても市独自の助成として1割の助成を行っています。

現在、診療時に助成費の給付を受けることができるのは市内の医療機関に限定していますが、利便性を欠くことから、道内全域に拡大し同様の対応ができるようにすることが課題となっています。

[今後の取組]

助成費の給付を全道の医療機関で受けられるよう、関係機関と調整し、実現が図られるよう取組みます。

基本目標 3

教育環境の整備

基本目標 3 の達成を図るため、4 つの施策の方向性に基づく 20 の具体的施策に取組みます。

施策の方向性		具体的施策	備考
(1) 次代の親の育成	1	児童館交流事業の充実	
	2	小学校男女共同参画学習の推進	
(2) 学校の教育環境の整備	1	個性を生かし能力を育む教育の推進	
	2	情報化や国際化に対応した教育の推進	
	3	心の教育の推進	
	4	地域に開かれた学校づくりの推進	
	5	幼稚園、保育所、小学校との連携の推進	
	6	私立幼稚園に対する各種補助金の交付	
(3) 家庭の教育力の向上	1	ママさん教室の開催	
	2	家庭教育セミナーの開催	
	3	10代からの子育て応援セミナーの開催	
	4	男性のための子育て講座の開催	
	5	子育て出前講座の開催	
	6	両親教室（体験パパクラブ）の開催	
(4) 地域の教育力の向上	1	放課後子ども教室推進事業の実施	
	2	学校支援地域本部事業の実施	
	3	青少年の多様な体験活動機会の充実	
	4	青少年団体活動の支援	
	5	読書環境の整備	
	6	スポーツ活動の推進	

「備考」欄の は新規掲載事業です。

(1) 次代の親の育成

1 児童館交流事業の充実

[これまでの成果と課題]

児童館に来館している中・高校生は、小学生のときから利用しているケースが多く、行事を通じて来館はあっても、日常的には授業時間等の制約もあることから実際の利用は少ない状況です。

[今後の取組]

中・高校生の来館を促進するための利用方法の工夫や、学校側との連携を図り、ボランティア活動や校外学習等の活動の中で乳幼児との交流する機会を設けます。

2 小学校男女共同参画学習の推進

[これまでの成果と課題]

次代を担う子どもたちが、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、男女が相互に協力して様々な活動に参画できるように、平成 16 年度から市内の小学校 4 年生を対象に男女共同参画学習副教材の活用による学習を推進してきましたが、平成 20 年度から副教材の見直しと対象児童の男女共同参画学習の拡充を図っています。

この拡充に併せ、6 年生を対象に「男女共同参画社会づくり標語コンクール」を実施したところですが、今後もさらに男女共同参画の理解と関心を深めるための取り組みを継続する必要があります。

[今後の取組]

小学校との連携を密にした男女共同参画学習副教材の活用促進と標語コンクールの定着化を図り、さらに学習の機会や意識啓発の拡充に取り組めます。

(2) 学校の教育環境の整備

1 個性を活かし能力を育む教育の推進

[これまでの成果と課題]

国際理解、情報、環境、福祉、健康、食育、キャリア教育など、様々な教育課題を総合的な学習の時間を活用した学習テーマとし、平成 20 年度には環境をテーマに「ちとせっ子未来フォーラム」を開催しました。

平成 20 年 3 月告示の学習指導要領では、総合的な学習の時間が大幅に削減されたため、各校における学習テーマの選択や工夫が必要となります。

[今後の取組]

今後も総合的な学習の時間等を通して、自ら課題を発見し、解決する力を養い、個人の価値を尊重しながら、自主及び自立の精神を育む教育を推進します。

2 情報化や国際化に対応した教育の推進

[これまでの成果と課題]

国際理解活動としての小学校へ英語講師派遣による学習を実施するとともに、千歳科学技術大学との連携（サイエンス会議、実験教室、eラーニングシステム）を行っています。

[今後の取組]

小学校外国語活動や各教科にわたる国際理解教育を通して、他国の分化や歴史を学び、グローバル化に対応できる力を育むほか、情報教育については様々な教科で情報機器を活用した授業の工夫に努めるとともに、千歳科学技術大学が行う eラーニングシステムを活用した家庭学習の普及啓発に努めます。

3 心の教育の推進

[これまでの成果と課題]

道徳や総合的な学習の時間を中心に、学習指導要領に基づく福祉や人権教育のほか、人権擁護委員会と連携した啓発事業に取り組んできました。

発達段階に応じた教育活動を継続して行うことで、他人へのやさしさや思いやりある行動が子どもたちに見られるようになってきました。

[今後の取組]

新学習指導要領では、各校に道徳教育推進担当教師を指定することになっており、当該教師を中心に発達年齢に合わせた道徳教育の計画的な実施と内容の充実を図ります。

4 地域に開かれた学校づくりの推進

[これまでの成果と課題]

学校評議員の配置のほか、各校における学校評価の実施、評価結果公表及び学校関係者評価委員会の設置、地域と連携した学校行事等の実施、地域活動の教育課程への組み込み等に取り組んでいます。

[今後の取組]

学校評議員会や学校関係者評価委員会を通して、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域と連携した教育活動を推進します。

5 幼稚園、保育所、小学校との連携の推進

[これまでの成果と課題]

市内5幼稚園においては、授業参観や指導者同士の交流のほか、校区探検、校区内小学校との幼児・児童との遊びを通じた交流等を実施しています。

平成20年度に新保育所保育指針が示され、平成21年度から児童の保育所での生活の様子などを記した保育要録を学校に提出することとなっていることから、保育所から小学校への児童に対する一貫性を持った認識を持つための連携を図ることができます。

特別な支援が必要と心配される児童に係る相談や情報の共有、就学指導委員会への共同参画、幼・小・中・高・大の関係者による千歳市教育機関懇話会の開催等にも取り組んでいます。

[今後の取組]

社会情勢の変化や少子化の影響から子育てに不安や負担を感じている保護者に対する、幼稚園と保育所の枠組みを超えた柔軟な対応を目指し、幼保連携を促進します。

また、小学校に入学した子ども達がなかなか学校生活に適應できないことが社会問題になっている、いわゆる「小1プロブレム」に対応するため、幼保小の教員相互の交流のほか、園児と児童の交流についても関係各課と連携を図りながら促進します。

千歳市教育機関懇話会を今後も開催し、地域全体で子育てを支えるまちづくりの観点から、児童に関する情報共有や意見交換、交流授業などを通して一層の連携を図ります。

6 私立幼稚園に対する各種補助金の交付

[これまでの成果と課題]

私立幼稚園に対して各種補助金を交付し、幼稚園教育を推進しています。

[今後の取組]

幼稚園の財政的負担を軽減し、幼稚園教育の充実や環境整備を図るため、私立幼稚園に対して各種補助金を交付するとともに、今後は社会状況などの変化に対応しながら、効果的な助成について検討します。

(3) 家庭の教育力の向上

1 ママさん教室の開催

[これまでの成果と課題]

転出入の多い状況の中で、母親の育児知識習得の場と、意見交換や情報交流の場としての役割を果たしています。

受講者が得た育児知識等を地域で活かすような働きがけをしていくことが課題です。

[今後の取組]

母親に対し子どもの発達段階に応じた育児知識の習得と母親同士が育児に対する意見交換を行う場として、今後も継続して実施します。

2 家庭教育セミナーの開催

[これまでの成果と課題]

・「家庭教育セミナー」は、地域ぐるみで子育てを支援していくために、大人としての心のあり方等に関する講演会を実施しています。

「子育て」や「家庭教育」について、関心の低い方に参加を呼びかける仕掛けを工夫する必要があります。

[今後の取組]

子育て中の親に限らず、幅広い世代に対して家庭教育の関心を高める学習機会を提供するため、事業内容を工夫し、今後も継続して実施します。

3 10代からの子育て応援セミナーの開催

[これまでの成果と課題]

思春期の子どもを持つ親に対し、様々な課題別にテーマ設定をしながら講座を開催しています。

思春期の子どもを持つ親がどのような課題を抱えているかを的確に情報収集するため、庁内や関係機関等と連携しながら講座を組み立てる必要があります。

[今後の取組]

思春期の子どもを持つ親や次期思春期の子どもを持つ親に対し、思春期の子どもに対する親のあり方や子育てについて学習する機会を提供するため、今後も継続して実施します。

4 男性のための子育て講座の開催

[これまでの成果と課題]

座学だけではなく、子どもとの体験学習を通じて、父と子のコミュニケーションにつ

いて学習する機会を提供しています。

多くの参加者が集まるよう、事業の実施に際し更なる工夫が必要となっています。

[今後の取組]

父親としての自覚や家庭教育の参画に関する意識を高めるため、男性や父親としての特性を生かした学習講座を実施します。

5 子育て出前講座の開催

[これまでの成果と課題]

子育てサークルや市民団体等の自主的な家庭教育に関する学習の支援をしています。

この事業について、より多くの団体等に利用を働きかける必要があります。

[今後の取組]

子育てに関する課題に自主的に取り組む活動に対し、講師紹介や講師に対する謝礼金等の学習相談面で支援するため、家庭教育に関する学習情報の充実を図るとともに、この事業をより多くの市民団体や子育てサークル等に利用してもらえるようPRします。

6 両親教室（体験パパクラブ）の開催

[これまでの成果と課題]

父親になる心構えや育児参加のきっかけ作りを目的として開催しています。

平成17年度からは、金曜日の夜間に3回、土曜日の午後に3回開催しており、継続して実施しています。

1回あたりの平均出席組数には大きな変化なく推移しています。

当教室の周知を図るため、平成20年度には市内数か所にチラシを配布しました。

[今後の取組]

虐待予防プログラムを取り入れるなど教室の内容をより充実していくとともに、より多くの対象者に参加してもらえるよう開催曜日や周知方法についても検討します。

(4) 地域の教育力の向上

1 放課後子ども教室推進事業の実施

[これまでの成果と課題]

公共施設を活用した放課後子ども教室として、平成 21 年度より北栄小学校において、ボランティア等の協力を得ながら実施しています。

放課後子どもプラン推進に関しては、国の指針等により学校施設の有効活用や放課後児童健全育成事業との連携について示されており、関係課による横断的な施策の連携体制の充実が必要となっています。

[今後の取組]

今後は、事業の成果や課題の検証を行いながら、当該教室の継続実施及び次の教室開設(主に児童館未整備校区)の必要性について検討していきます。

また、地域リーダー育成のため、実践活動に向けた社会教育事業との連携を図ります。

2 学校支援地域本部事業の実施

[これまでの成果と課題]

平成 20 年度、学校支援地域本部事業の実施校区を北斗中学校区とし、北斗中学校、信濃及び桜木小学校において、学校・保護者・地域の代表者参画による実行委員会設置及び検討会議開催、地域コーディネーター選任等を進めてきました。

平成 21 年度には、地域コーディネーターを行政から地域に移行するとともに、保護者を中心とした既存活動の拡充及び新規事業の展開、新規ボランティア登録者と学校ニーズとのマッチングなど、本格的な学校支援活動を実施しています。

事業内容が学校運営上必要な支援となっているため、関係課の連携体制が必要です。

[今後の取組]

平成 22 年度は国の再委託事業の最終年度となります。

現状においては実施校区における基盤整備、今後に向けては市の事業化の必要性やその場合の実施方法について検討を進めます。

また、地域リーダー育成のため、実践活動に向けた社会教育事業との連携を図ります。

3 青少年の多様な体験活動機会の充実

[これまでの成果と課題]

子ども放送局チャレンジ教室は、参加者数や出前講座の要請数から、市民の認知度はある程度浸透してきたと考えられます。

同教室は、市民ボランティアの協力により、市民の力で子どもたちの体験学習の機会を提供してきましたが、これらのボランティア活動をより広く市民に周知し、多くの人材を発掘する必要があります。

子どもパソコン教室は、市民団体の知識と活力を活かし、子どもたちの体験学習機会の充実に寄与しています。

[今後の取組]

今後も、市民ボランティア等とともに、子ども放送局チャレンジ教室や子どもパソコン教室など多様な体験活動の機会を、子どもたちに提供するよう充実に努めます。

4 青少年団体活動の支援

[これまでの成果と課題]

子ども活動支援センターの発行する「マナビー」や「少年団体一覧表」、またホームページにおいて青少年団体活動の情報を提供し、その活動を支援しています。

転出入の多い市において、少年団の情報提供や体験事業の情報提供などを行うことで、子どもたちが様々な活動を行うための支援をしています。

今後もより多くの青少年団体に、これらの情報紙等を利用してもらうようPRに努める必要があります。

[今後の取組]

子ども活動支援センターが毎月発行する「マナビー」において、子どもの各種体験事業について情報提供を行い、また、年1回発行の「少年団体一覧表」において少年団活動の情報提供を行います。

5 読書環境の整備

[これまでの成果と課題]

子どもの読書活動の推進を図るため「千歳市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもが自主的に読書に親しむことができるよう家庭、地域、学校、幼稚園、保育所などが共通認識をもち、関係機関が連携し読書環境の整備に努めています。

また、市立図書館では、開館日の日数増や利用時間の延長、移動図書館車「ブックくん」の巡回ステーション増設などにより利便性が向上し、貸出人員、貸出冊数などが増加しています。

また、子どもが読書に親しみ、読書への関心が深まるよう、お話会や各種行事を実施しています。

[今後の取組]

全国的に子どもの読書離れが懸念されており、今後も幼児や児童を対象に、市立図書館でのおはなし会、読み聞かせ、手作り絵本教室、子どもの読書週間記念行事の開催、また、ちとせっこセンターなどでの読み聞かせを通じて、子ども達に本の楽しさを知る機会を提供し読書への関心を高めるとともに、中高生も親しめる読書環境の整備に努めます。

6 スポーツ活動の推進

[これまでの成果と課題]

各種スポーツ教室やスポーツ事業を展開することで、子ども、親など世代を問わず多くの市民にスポーツを楽しむ機会を提供できました。

今後も、より多くの市民がスポーツの持つ達成感や楽しさを共有できるよう指導を充実させる必要があります。

[今後の取組]

子どもを対象とした各種スポーツ教室をはじめ、誰もが年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツイベントを開催し、子ども達の健康増進と体力向上を図ります。

基本目標 4

生活環境の整備

基本目標 4 の達成を図るため、2 つの施策の方向性に基づく 7 つの具体的施策に取り組めます。

施策の方向性	具体的施策		備考
(1) 良好な居住環境の確保	1	公営住宅の整備	
	2	住宅情報の提供	
	3	シックハウス対策の推進	
(2) 子育てにやさしい環境の整備	1	子育てバリアフリーの推進	
	2	安全な道路交通環境の整備	
	3	歩道補修・改修の推進	
	4	公園の整備	

「備考」欄の は新規掲載事業です。

(1) 良好な居住環境の確保

1 公営住宅の整備

[これまでの成果と課題]

北栄団地に 4 棟、いずみ団地に 2 棟の公営住宅建替事業が完了し、中心市街地に借上公営住宅を整備しました。

住宅の間取りについては、子育て世帯を含む多様な世帯に対応するよう配置し、すべてバリアフリー化された住宅となっています。

[今後の取組]

いずみ団地に 1 棟、緑町地区に 3 棟の公営住宅建替事業を予定し、中心市街地に団地を集約することにより、子育て世帯の住環境の利便性向上とバリアフリー化を図り整備します。

2 住宅情報の整備

[これまでの成果と課題]

平成 16 年 3 月策定の「千歳市住宅マスタープラン」の中で、子育てに適した良質な民間住宅等の「住まい情報センター」の整備を検討する計画となっていますが、具体的な検討には至っていません。

[今後の取組]

平成 23 年度以降に「(仮称)住宅マスタープラン」や「(仮称)公営住宅長寿命化計画」の策定又は見直しを予定しており、その中において事業化の検討・整理を行います。

3 シックハウス対策の推進

[これまでの成果と課題]

民間建築物については、建築基準法による内装仕上げや換気設備についての規定を満足し、さらに、市有建築物については、建物完成後、室内濃度を測定し、市が定めた室内濃度規制値を満足しています。

しかしながら、これらの規定を満たしていても、他市の事例では発症する場合もあることから、現状では完全な対策を見いだすことは難しい状況です。

[今後の取組]

建材や家具などから発散し、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、建築基準法で建築物の居室に使用する建材や換気設備を規制しており、今後も、適正な建物づくりが行われるよう審査します。

また、市有建築物は建築基準法の規定に上乘せした千歳市独自の基準に従って建築するなど、良好な居住環境の確保に努めるとともに、国等の動向をふまえ、千歳市独自の基準の見直しを随時行い、シックハウス対策を推進します。

(2) 子育てにやさしい環境の整備

1 子育てバリアフリーの推進

[これまでの成果と課題]

民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づく整備を行っており、さらに、市有建築物については、段差の解消や子供も利用しやすい多目的トイレ等の整備を推進しています。

[今後の取組]

市有施設の整備にあたっては、子どもや子ども連れの親子が安心して利用できるように、段差の解消や子どもが利用しやすいトイレの整備など、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた子育てバリアフリーを推進するとともに、民間施設においても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づく指導を行います。

2 安全な道路交通環境の整備

[これまでの成果と課題]

歩行者等が安全で快適に通行できるように、歩道の拡幅や段差の解消など、バリアフリー構造を主体とした道路の改良整備を行っています。

これにより、歩行者にとって安全で快適な歩行空間が確保され、所要の効果が発揮されています。

[今後の取組]

交通の混雑状況や歩行者の利用状況を考慮し、子どもや子ども連れの親子を含めたすべての歩行者が安全で快適に利用できるような歩道の拡幅や段差の解消など、子育てバリアフリーに配慮した道路整備を進めます。

3 歩道補修・改修の推進

[これまでの成果と課題]

歩道補修等の取り組みにより、歩行者の安全を確保する意味で一定の効果を上げていると考えられます。

既存の歩道をバリアフリー対応に改修するには、歩車道の段差や歩道に接する敷地との段差を解消する必要があり、技術的・費用的な課題があります。

[今後の取組]

今後、バリアフリー化を求める声は一層高まるものと考えられることから、バリアフリー対応を加味した歩道の修繕・改修に努めます。

4 公園の整備

[これまでの成果と課題]

公園整備を行う際には、地域でワークショップ等を開催し住民の意見を反映させながら公園づくりを進めています。

公園整備については、概ね目標を達成していますが、新市街地に新規の公園が予定されていることから、引き続き計画的に整備を進める必要があります。

また、整備後数十年を経た公園の整備を求める住民要望が多く、遊具等の施設更新を計画的に進める必要があります。

[今後の取組]

地域の意見を聞きながら、未整備公園の施設整備や老朽遊具等の施設更新を進め、安全で安心な公園づくりに努めます。

基本目標 5

仕事と家庭との両立の推進

基本目標 5 の達成を図るため、2 つの施策の方向性に基づく 4 つの具体的施策に取組みます。

施策の方向性	具体的施策		備考
(1) 仕事と子育てを両立するための環境整備	1	企業における仕事と家庭の両立推進事業の実施	
	2	両立支援に関する情報提供	
	3	事業所内保育所への支援	
(2) 仕事と子育てを両立するための意識啓発	1	男女共同参画社会の推進	

「備考」欄の は新規掲載事業です。

(1) 仕事と子育てを両立するための環境整備

1 企業における仕事と家庭の両立推進事業の実施

[これまでの成果と課題]

平成 18 年度に、市内の民間事業所を対象に、「仕事と家庭の両立支援」の取組状況や意識などについてアンケート調査を実施しています。

また、その調査結果を基に、市と企業（事業主）とが協働で進める両立推進のための施策を検討するため、平成 20 年度「千歳市子育てにやさしい企業推進懇話会」を設置し、講演会を開催するなど両立推進の普及・啓発を行ってきました。

[今後の取組]

仕事と家庭生活との両立を推進するために、働き続けやすい職場環境の整備が重要となることから、企業における子育て支援に対する意識の醸成を図るため、関係機関・団体との連携及び協力体制のもとに両立推進のための各種事業を実施します。

2 両立支援に関する情報提供

[これまでの成果と課題]

関係機関と連携を図りながら、育児休業制度などの周知・啓発に努めているほか、事業所内保育施設設置に関する助成金など両立支援に関する各制度の紹介を行っています。

また、市のホームページ上に「千歳市雇用情報センター」のコーナーを設け、千歳近郊の求人情報をはじめ、事業主及び労働者向けの労働環境に関する情報などを提供しています。

[今後の取組]

今後も、仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業制度やフレックスタイム制などの弾力的勤務形態の周知や導入啓発をはじめ、国などが実施する事業所内保育施設設置・運営助成金などに関する育児・介護雇用安定等助成金等について関係機関と連携を図り、情報提供を行います。

3 事業所内保育所への支援

[これまでの成果と課題]

事業所内保育所での保育サービスを受けることで、保護者が安心して就業できる体制づくりを支援するため、市独自に事業所内保育所の運営経費の一部を補助しています。

[今後の取組]

保護者（安心して就業できる）と雇用主（人材確保ができる）の双方に利益のある事業であり、今後も継続して支援していきます。

また、認可保育所における待機児童の減少にもつながっていくものであり、新規の実施にも積極的に取組みます。

(2) 仕事と子育てを両立するための意識啓発

1 男女共同参画社会の推進

[これまでの成果と課題]

男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も仕事と家庭・地域生活の両立が可能となるような環境整備や意識改革が求められていることから、講演会等を開催するなど男女共同参画意識の啓発に努めています。

男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発として、毎年6月を「ちとせ男女共同参画月間」として位置づけ、啓発事業を実施しています。

講演会等の参加が少ない男性や若年層へも男女共同参画意識や仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、理解を深めるための啓発活動が必要です。

[今後の取組]

男女共同参画社会の実現のためには、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる環境づくりが重要です。

仕事と子育ての両立に関する意識啓発を進めるとともに、男性の家庭生活における積極的な参画を促すため、講演会や男性の料理教室の開催、街頭啓発によるリーフレットの配布などを通して、男女共同参画意識及び仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発に努めます。

基本目標 6

安心・安全な環境の整備

基本目標 6 の達成を図るため、2 つの施策の方向性に基づく 6 つの具体的施策に取り組めます。

施策の方向性	具体的施策		備考
(1) 子どもの交通安全を確保するために活動の推進	1	交通安全教室の実施	
	2	交通安全指導の実施	
(2) 子どもを犯罪の被害などから守るための活動の推進	1	緊急避難所「子ども 110 番の家」指定事業の充実	
	2	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
	3	千歳っ子見守り隊支援事業の実施	
	4	不審者情報携帯メール配信事業の実施	

「備考」欄の は新規掲載事業です。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

1 交通安全教室の実施

[これまでの成果と課題]

未就学児、幼稚園児、小学生の交通事故による負傷者が増えていない状況にあるのは、継続的な教室開催の成果によるものと考えられます。

近年、中高生の自転車による事故が増えていることから、警察、学校、地域と連携して、指導の強化に取り組む必要があります。

[今後の取組]

従来から実施している交通弱者（幼児、小学生）に対する教室を今後も実施するとともに、園児などの教室、小学校教室については、イベント（交通安全フェア）等の開催時における交通事故防止に向けた啓発活動等に取り組むなど、さらに充実した教室の開催に努めます。

また、道路交通法の改正（平成 20 年 6 月 1 日施行）に伴う自転車の通行等に関するルールが改正されたことに伴い、自転車に乗用する児童、生徒に「自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない」（努力義務）となったことから、教室の開催時には、ヘルメットの着用による実技指導を行います。

今後も、中高生の自転車による事故防止のため、警察、学校、地域との連携を図り、さらに指導を強化し取り組みます。

2 交通安全指導の実施

[これまでの成果と課題]

市内での交通事故により負傷者が増えていない状況にあるのは、指導員が日常生活において、安全に通行するための基本的技能や知識を習得させていることによる成果と考えられます。

さらなる交通事故防止のため交通指導員と P T A や地域防犯組織（見守り隊）との連携による指導強化に取り組む必要があります。

[今後の取組]

交通事故の防止に向けて、心身の発達に応じた基本的な交通ルールの遵守と正しいマナーの実践指導を継続的に実施します。

また、交通指導員と P T A や地域防犯組織（見守り隊）、老人クラブと連携して指導の強化に取り組みます。

(2) 子どもを犯罪の被害などから守るための活動の推進

1 緊急避難所「子ども 110 番の家」指定事業の充実

[これまでの成果と課題]

児童生徒が不審者などに遭遇したときに助けを求めて駆け込める場所として、各小学校が校区内にある民家や商店などに協力を依頼し、緊急避難所「子ども 110 番の家」を指定し、ステッカーを表示していることにより犯罪の未然防止になっています。

[今後の取組]

今後も、各小学校では、校区内で指定している場所の見直し点検を行い、児童生徒、家庭、地域住民へ周知するとともに、地域の中で協力を呼びかけ、避難場所の拡充など事業の充実を図ります。

2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

[これまでの成果と課題]

北海道健全育成条例に基づき、有害図書類などの陳列方法や未成年者に対する販売方法について、調査、指導を実施することが有害環境の浄化に繋がっています。

[今後の取組]

有害図書類などの調査、指導を継続して実施し、有害環境対策の推進を図ります。

また、有害図書類に類似した図書類についても、商店主の理解と協力を求めながら、現状より少しでも環境浄化が前進するよう努めます。

3 千歳っ子見守り隊支援事業の実施

[これまでの成果と課題]

これまでも P T A や町内会などが、小学校と連携し、児童・生徒を見守る活動をしてきましたが、活動の回数や範囲など地域間での格差が生じている状況があり、全地域において同じ活動を実施し、犯罪の未然防止及び犯罪に対する抑止力の向上を図るため、平成 18 年度から「千歳っ子見守り隊」支援事業を実施しました。

本事業は、地域のボランティア活動として、各小学校区に「千歳っ子見守り隊」を結成し、子どもたちが安全に安心な登下校ができるよう、保護者や地域の方々による立哨、巡回指導を実施しており、本事業実施前に比べ不審者情報が減少しています。

[今後の取組]

学校と地域、P T A 等が共通理解と連携を深め、地域全体で児童・生徒を見守る効果的な取組みとして、今後も事業を継続して実施します

4 不審者情報携帯メール配信事業の実施

[これまでの成果と課題]

平成 20 年度より、希望する市民の方に携帯電話を利用した不審者情報の配信を実施しており、情報を迅速に伝えることができるようになりました。

[今後の取組]

今後は、市民に対する周知方法を検討し、登録者の拡大に努めます。

基本目標 7

すべての子どもと家庭への支援の充実

基本目標 7 の達成を図るため、5 つの施策の方向性に基づく 22 の具体的施策に取り組めます。

施策の方向性	具体的施策	備考
(1) 児童虐待防止対策の充実	1 家庭児童相談室の充実	
	2 児童虐待防止対策の充実	
	3 子育て支援対策の充実	
(2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実	1 教育相談の充実	
	2 学校適応指導教室「おあしす」の充実	
	3 里親制度の普及	
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	1 母子自立支援員による相談体制の充実	
	2 母子家庭等日常生活支援事業の実施	
	3 児童扶養手当制度の実施	
	4 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施	
	5 母子家庭自立支援給付金事業の実施	
(4) 障がいのある子どもへの支援の充実	1 早期療育体制の充実	
	2 学童クラブ障がい児入所の充実	
	3 特別支援教育・交流教育の充実	
	4 障がい児教育に対する補助金の交付	
	5 特別児童扶養手当制度の実施	
	6 重度心身障害者(児)医療費助成事業の実施	
(5) 経済的支援の充実	1 児童手当制度の充実	
	2 保育料の軽減	
	3 私立幼稚園就園奨励費制度の実施	
	4 就学援助制度の実施	
	5 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施	

「備考」欄の は新規掲載事業です。

(1) 児童虐待防止対策の充実

1 家庭児童相談室の充実

[これまでの成果と課題]

家庭児童相談室は、家庭内における養育などの問題に対し、家庭児童相談員が専門的に対応しています。

また、児童相談所主催の巡回児童相談を実施しているほか、非行や不登校などに関して児童相談所と教育委員会による連絡会議を開催し、情報交換を行っています。

年々増加する児童相談業務に対応するため、相談員を増員するなど相談体制の強化を図るとともに、平成 20 年度から子育て総合支援センターにおいて臨床心理士（非常勤）による「子育てカウンセリング」を月 1 回程度実施しています。

[今後の取組]

家庭や地域社会における子育て力の低下、子育ての孤立化などから、親類等の援助が得られない家庭、育児不安や育児疲れ等の負担を感じる保護者が増大していることから、家庭内における養育などの問題に対し、児童相談所、保健所、保育園、幼稚園、学校、市関係機関等との連携により、今後さらに相談業務の充実を図ります。

また、専門的な知識を有する臨床心理士による子育て相談「子育てカウンセリング」を継続し、相談体制のさらなる充実を図ります。

2 児童虐待防止対策の充実

[これまでの成果と課題]

児童虐待や非行など、複雑・多様化する児童の抱える問題に対し、迅速かつ適切な対応と一貫した支援を図るためには、各関係機関等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下での対応が重要です。

このため、平成 17 年 9 月に千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会を設置し、関係機関・団体などによるネットワーク会議を開催し、虐待の個別対応に向けた連携を図っています。

[今後の取組]

児童虐待相談件数は年々増加し、相談内容も苦慮するような困難なケースが多くなっており、関係機関と連携しながら、迅速かつ適切な対応を図っていくことが不可欠であることから、今後も協議会の構成員を対象とする研修会などを通して虐待防止の意識の高揚を図るとともに、児童相談所、保健所、警察、民生委員児童委員、主任児童委員、幼稚園、保育所、学校、市関係機関等と連携を強化しながら、虐待防止対策の充実に努めます。

3 子育て支援対策の充実

[これまでの成果と課題]

子ども自身の育ちを支援する対策の必要性について、子どもの権利条例の必要性も含め、庁内関係課、千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会実務者レベルの意見交換等の検討を重ねてきましたが、「児童の権利に関する条約」で基本的な権利とされる「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」については、児童虐待防止法、児童福祉法、北海道青少年健全育成条例、千歳市安全な地域づくりのための防犯及び交通安全の推進に関する条例などが整備され担保されていることを踏まえ、子どもを虐待などから救う即効性のある方策や直接子どもに働きかける新たな方策について検討することとしています。

[今後の取組]

児童虐待に関して、今後も相談体制の強化や千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会を通じた関係機関との連携強化を図りながら対応するとともに、今後はさらに、子ども自身の育ちを支援するための子どもの視点に立った虐待の未然防止や人権意識の育みに力を注ぐ必要があるため、関係部局と連携を図りながら施策の検討を行い、子育て支援対策の充実を図ります。

(2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実

1 教育相談の充実

[これまでの成果と課題]

いじめや不登校などの問題行動の要因は複雑化・多様化してきており、相談体制づくりが必要です。

そのような状況から、スクールカウンセラーや心の教室相談員を小中学校に配置し、また、小中学生・保護者・教員などを対象としたスクールカウンセラーによる教育相談日の開設日を増やすなど、相談体制の拡充を図っています。

[今後の取組]

現状の体制を維持するとともに、学校だけではなく各関係機関との協力連携を強化し充実を図ります。

2 学校適応指導教室「おあしす」の充実

[これまでの成果と課題]

不登校等の問題の要因や背景は、複雑化・多様化しており、不登校児童生徒は増加傾向にあると言われています。

そうした状況の中、適応指導教室「おあしす」では、平成9年度開設以来、生活習慣や学習、集団活動等について指導・援助を行い、自立や学校復帰を目指す場所として重要な役割を果たしています。

[今後の取組]

不登校となっている児童生徒の居場所として学校適応指導教室を継続しつつ、将来の社会的自立にむけた支援を視点とした、学校・家庭・地域・各関係機関との連携と体制づくりに取組みます

また、今後も研修等の実施により指導にあたるスタッフの資質・指導力のより一層の向上を図ります。

3 里親制度の普及

[これまでの成果と課題]

里親制度は、さまざまな事情で家庭生活を送ることができない児童を里親の家庭が家族の一員として迎え入れ、児童の健全な育成を図るため実施しています。

保護を必要とする18歳未満の子どもを一時的又は継続的に自己の家庭内に預かり養育することを希望する方について、都道府県知事が里親として認定し登録します。

里親制度については、市広報などでPRするとともに、児童相談業務の中においても、直接必要のある家庭に対し里親制度について説明し、所管する児童相談所に紹介するなど市民への周知を図っています。

[今後の取組]

今後も、市広報などでPRに努めるとともに、児童相談所と連携しながら里親登録者の確保を図るなど、里親制度の普及に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

1 母子自立支援員による相談体制の充実

[これまでの成果と課題]

ひとり親家庭などからの自立支援等各種相談に対し、母子自立支援員1名を配置し、年間約1,000件程度の相談業務を行い、実態に合わせた自立の促進に向けた総合的・継続的な対応を行っています。

母子家庭への経済支援のほか、就業支援を含めた相談に対応するためには、母子自立支援員1名での現状では対応が難しく、増員を含めた事業展開を検討していく必要があります。

また、北海道の事業であります。母子家庭の母及び寡婦に対し、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに各種資金の貸付を行う「母子・寡婦福祉資金貸付制度」について、相談や申請書類の受付を行っています。経済状況、雇用状況の悪化から平成17年度以降、貸付件数が増加傾向にあります。

[今後の取組]

ひとり親家庭などの実情を的確に把握し、早期の自立が図られるよう、情報提供や指導、求職活動に関する支援など総合的な相談業務を行っていきます。

相談内容の多様化などに対応できるよう各関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

2 母子家庭等日常生活支援事業の実施

[これまでの成果と課題]

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭の保護者等が出張、疾病などの理由により日常生活を営むのに支障がある場合、一時的に家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣し、乳幼児の世話、住居の掃除、買い物、調理などを行い、安心して子育てをしながら生活することができる環境の整備に取り組んでいます。

平成15年10月から「千歳市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱」により事業を開始し、家庭生活支援員の派遣を千歳市母子会に委託しています。

平成18年度以降は利用者が増加しています。

[今後の取組]

事業の円滑かつ有効的な運用を促進するため、制度の趣旨や具体的な支援内容を関係機関と連携し広く周知し、事業のさらなる充実に努めます。

3 児童扶養手当制度の実施

[これまでの成果と課題]

父母の離婚や未婚での出産などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育す

る母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため、母子家庭等で児童を養育している方に支給しています。

[今後の取組]

母子家庭等の経済的な自立を図るためには、児童扶養手当等による経済支援施策が重要であることから、離婚届の提出時や離婚相談の際に、母子自立支援員による相談・各種制度の説明・助言などを行っていくとともに、適正な支給事務を行うため、手当支給の対象となる母子世帯の的確な状況把握に努めます。

4 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

[これまでの成果と課題]

道の補助事業であり、原則 18 歳までの子供の入院・入院外、親は入院のみに関して医療費の助成を行っています。

3 歳未満及び住民税非課税の世帯は全額助成（ただし、医科 580 円・歯科 510 円、柔整 270 円の初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯は医療費の 2 割（満 3 歳から小学就学前までは 1 割）を助成しています。

[今後の取組]

ひとり親家庭等の医療費の負担軽減のため、今後も継続して事業を実施します。

5 母子家庭自立支援給付金事業の実施

[これまでの成果と課題]

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金事業（教育訓練給付講座の受講者に対して、講座終了後に受講料の 20% を支給）と高等技能訓練促進費事業（就職に結びつきやすい 5 資格の取得を目的として 2 年以上の養成機関で修業している場合に支給）を行っています。

自立支援教育訓練給付金事業は、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、市が指定した教育訓練講座を受講し終了した場合に、その経費の一部を支給しています。

高等技能訓練促進費事業は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格を取得するために、養成機関で 2 年以上修業する場合に支給しています。平成 23 年度までの時限措置ですが、支給期間を全修業期間とする期間の拡大を図っています。

[今後の取組]

母子自立支援員による周知を行い、事前相談により就業に結びつきやすい資格取得へ向けた支援を行うことで、母子家庭の経済的な自立が図られることとなるため、関係機関との連携を強化し、広く周知し、利用者の増加を図っていきます。

資格を取得することにより、就職の際に有利であることから、養成機関への受講を推進するとともに、通学中の母子家庭の生活維持を担うため、北海道の母子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を含めた支援を行います。

(4) 障がいのある子どもへの支援の充実

1 早期療育体制の充実

[これまでの成果と課題]

こども通園センターでは、心身の発達に遅れや障がい等のある乳幼児とその保護者に対し、障がいや発達状況に応じて小集団によるグループ療育や個別による言語指導、理学療法・作業療法指導等を実施しています。早期から適切な育児支援や一人ひとりの障がいや発達状況に応じた療育が受けられることにより、障がいの軽減や重症化を防ぎ、個々の状況に応じた発達が促されています。

また、平成 17 年度には、こども通園センターの施設を拡充し、発達支援環境の整備を図りました。

発達障害者支援法が施行されてからは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害といった障がい疑われる発達支援対象児が増え、年々療育を必要とする乳幼児は増加する傾向にあります。1人あたりの指導回数を調整し、対応していますが、こども通園センターの受入体制を充実させていくことが必要となっています。

[今後の取組]

今後も、発達の遅れや障がい等のある乳幼児が適時に早期から一人ひとりの障がいや発達状況に応じた保育指導、言語指導、理学療法・作業療法指導等が受けられるよう、こども通園センターの受入体制の整備に努めます。

また、多様化する障がいに応じた指導内容を実践できるよう、今後も各種研修等を通して、専門職員の知識や技術の向上を図ります。

併せて、地域の中で発達の遅れや障がい等のある乳幼児が適切な支援が受けられるよう、保育所(園)、幼稚園、学校、医療機関等関係する機関との連携を強化し、早期療育体制の充実を図ります。

2 学童クラブ障がい児入所の充実

[これまでの成果と課題]

各学童クラブでは2名を定員として障がい児の受入を行っています。受入にあたっては、障がい児判定委員会を開催し、入所の可否を決定しています。21年度は8カ所9名の児童が入所しており、待機児童はいません。

受入人数・学年の引き上げに対する要望もありますが、定員総数を超えた受入を行っていることや施設状況から対応が厳しいのが現状です。

[今後の取組]

平成 22 年度には(仮称)北陽地区児童センターの開設に伴い、1学童クラブを新設し、障がい児の受入定員を拡充します。

また、平成 19 年度から試行的に実施している「学童クラブ交流活動」(事業所を利用して障がい児童が学童クラブに来所し学童児との交流を図る)については、今後も充実を図ります。

3 特別支援教育・交流教育の充実

[これまでの成果と課題]

各校におけるコーディネーターの指定及び校内委員会の設置のほか、専門家チームの設置及び巡回相談の実施、特別支援教育支援員の配置、道立高等養護学校の誘致運動等に取り組んでいます。

[今後の取組]

各校の実態に合わせて、特別支援教育支援員等を配置するほか、今後における特別支援教育のあり方について、保護者や関係者等と研究しながら支援体制の充実を図っていきます。

また、専門的な教育機関としての道立高等養護学校等の誘致運動を今後も継続します。

4 障がい児教育に対する補助金の交付

[これまでの成果と課題]

心身障がい児を受入している幼稚園に対し補助金を交付し、幼稚園の財政的負担を軽減するとともに、障がい児教育の推進を図っています。

しかし、教員の加配など幼稚園の財政的負担が大きいことから、受入幼稚園が固定化しています。

[今後の取組]

障がい児教育に対するニーズが高まっており、障害のある幼児が適切な教育を受けられる教育環境の整備が重要であることから、今後も、利用状況や利用意向を勘案し、補助対象人数など補助事業の適正化を図り、幼稚園における障がい児教育の推進を図ります。

5 特別児童扶養手当制度の実施

[これまでの成果と課題]

身体や精神に一定程度の障がいのある満 20 歳未満の児童の養育者に児童の福祉増進を図ることを目的に、特別児童扶養手当を支給しています。

相談、申請手続き等は市で行っており、道の判定医が障がいの認定業務を行い、障害の程度により 1 級または 2 級の障がい等級があり、支給は厚生労働省が行っています。

[今後の取組]

関係機関へパンフレット等を配置し、受給対象者から円滑な申請が行われるよう、広報や学習会で制度の周知を行い、対象者への案内を行います。

6 重度心身障害者医療費助成事業の実施

[これまでの成果と課題]

助成対象に該当する障がいをもつ子どもに対し、医療費の一部を助成しています。

3歳未満及び住民税非課税の世帯は全額助成（ただし、医科580円・歯科510円、柔整270円の初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯は医療費の2割（満3歳から小学就学前までは1割）を助成しています。

平成20年10月から助成対象を拡大し、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方の障がいに関わらない通院についても助成を開始しています。

[今後の取組]

今後も継続して事業を実施します。

(5) 経済的支援の充実

1 児童手当制度の実施

[これまでの成果と課題]

児童養育家庭の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、小学校修了前の児童がいる一定の所得制限内の養育者に対し支給されています。

認定請求や額改定請求、現況届、受給事由消滅届などの手続きは、会社員や自営業などの方は市役所で、公務員の方は職場で行っています。

支給対象年齢の拡大に伴い、年々受給者は増加しています。

[今後の取組]

関係機関との連携をとりながら児童手当制度の広報活動を行い、申請漏れがないよう周知を図っていきます。

また、適正な支給事務を行うため、毎年6月に実施している現況届の際に、すべての受給者の支給要件の継続確認を行います。

2 保育料の軽減

[これまでの成果と課題]

国では保育料の徴収基準額については定めていますが、市ではこれを細分化して保護者負担の公平化を図るとともに、複数の児童を預かっている場合の3人目の取扱いについて、国の基準では保育料基準額の1/10のところを無料としています。

[今後の取組]

保護者の経済的負担の軽減のため、今後も継続して実施します。

3 私立幼稚園就園奨励費制度の実施

[これまでの成果と課題]

保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図ることを目的として、国の基準に基づき、入園料及び保育料の一部を補助しています。

また、平成20年度からは「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入」事業を実施し、幼児教育の充実を図っています。

[今後の取組]

今後も幼児教育の振興や機会均等などを行うため、私立幼稚園の入園料や保育料の一部を補助し、就園を希望する幼児が適切な教育を受けられるよう、保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の整備を図ります。

4 就学援助制度の実施

[これまでの成果と課題]

経済的に就学が困難な小・中学生の保護者に対し、学用品や給食費などの一部を助成しています。

助成金の財源が従前は国からの補助金でしたが、平成 17 年度からは地方交付税措置に切り替わったことから、実質的に市の負担が増加しています。

[今後の取組]

経済的に就学が困難な小・中学生の保護者に対し、今後も学用品や給食費などの一部を助成します。

5 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施

[これまでの成果と課題]

紙おむつ使用によるごみの排出量増加に伴い、有料ごみ袋の購入が負担となっている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成 19 年 10 月から、市内に住所のある 3 歳未満の乳幼児の養育者に対し、紙おむつ用ごみ袋として市の有料ごみ袋「燃やせるごみ袋 20 リットル用」を支給しています。

年 2 回、対象者を確認し、紙おむつ用ごみ袋を個別に配送しています。

[今後の取組]

今後は、さらに未届転居者などの未受給者を減少させるため、事業の周知徹底を図りながら継続して実施します。

第5章

後期計画の推進にあたって

1

地域全体による計画の推進

(1) 計画を推進するために求められること

本計画を推進し、子どもを安心して生み育て、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりを実現するためには、子育てをそれぞれの家庭や行政だけでなく、地域全体の課題としてとらえることが必要となります。

このことから、本計画の推進にあたっては、行政はもとより、団体や個人を問わず、地域におけるさまざまな構成員がそれぞれの特性を活かしながら主体的・積極的に役割を果たし、連携を図りながら地域全体で計画の実現に向けた取組を行うことが求められます。

(2) 千歳市子育て支援ネットワーク

前期計画においては、地域全体で支える子育て支援の新たな取組の1つとして、子育て総合支援センターと地域子育てサロンの整備を計画しました。

そして、その計画に基づき、平成20年4月に「千歳市子育て総合支援センター（ちとせっこセンター）」を開設するなど、子育て支援のためのしくみづくりに向けた取組を進めています。

この新たなセンターとサロンは、施設の整備だけを目的とするものではなく、センターを中心として、保育所などの子育て支援施設や団体・個人の子育て支援者、また、各種の子育て支援サービスや子育てに関する情報など、子育て支援に必要なさまざまな要素が連携し、双方向のつながりを強化することで、きめ細やかな子育てを地域全体で支え合う環境やしくみづくりのひとつの基盤として機能することをめざします。

子育て総合支援センター（ちとせっこセンター）

保育所、学童クラブ、児童館、地域子育て支援センターなどのさまざまな機能を複合的に持ち合わせ、広域的に千歳市全体の子育て支援を支える中心的な施設をめざしています。

保育士、保健師などの子育てに関係する専門職員が、妊娠から子育てに関するさまざまな相談や情報の提供を行うとともに、子育てに関係する機関などとの連絡や調整を行います。

また、市民などの参加を得て、地域子育てサロンをはじめとする各種の子育て支援サービスの支援者の育成なども図ります。

さらに、保育所、学童クラブ、児童館、地域子育て支援センターなど、各種の子育て支援施設間の調整やサポートを行うとともに、各種の子育て支援サービス情報を一元的に管理し、利用者に提供するなど、千歳市の子育てにおけるコーディネーター的な役割を担い、地域全体で連携の取れた子育て支援を推進します。

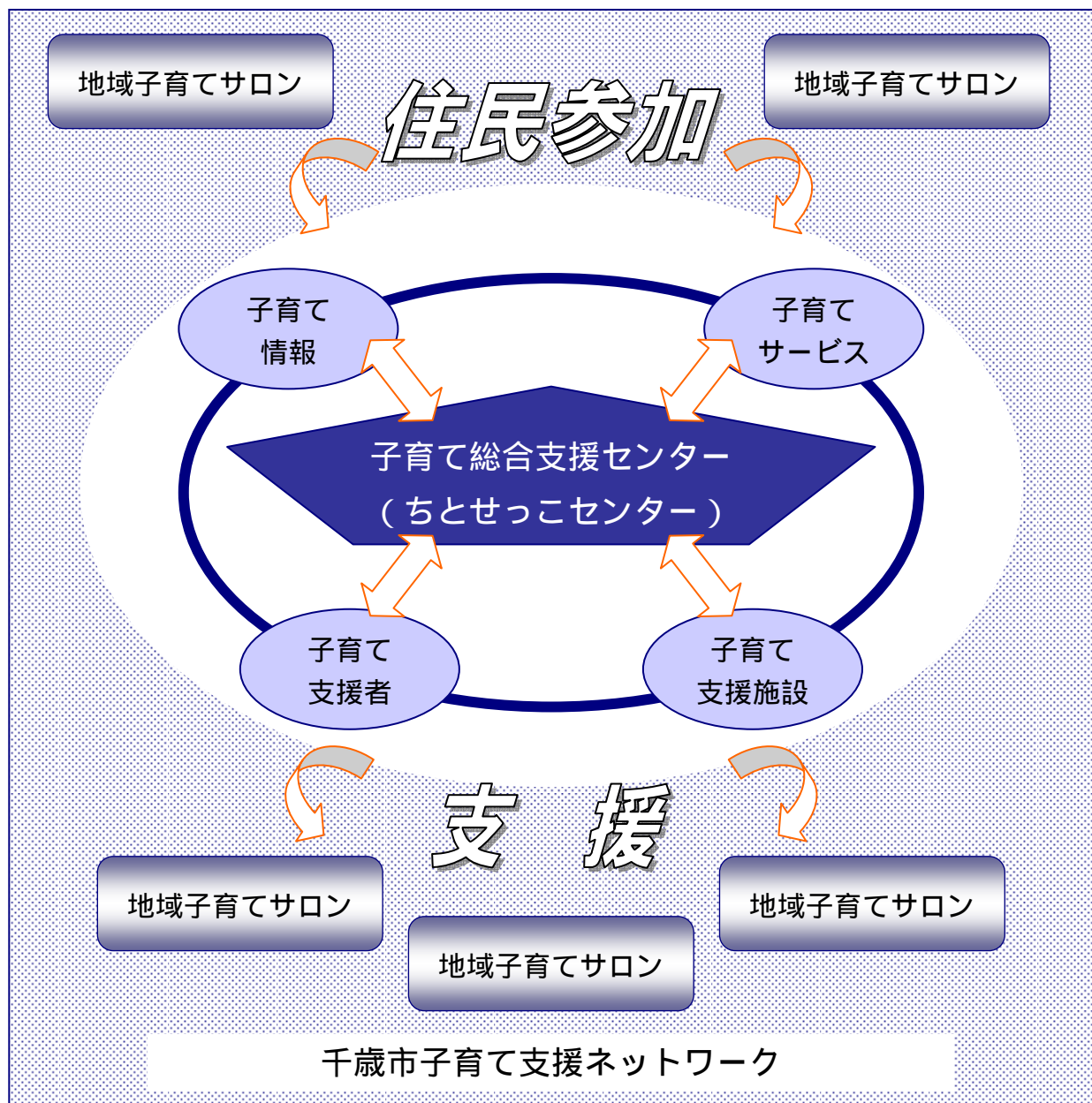
地域子育てサロン

子育て中の親子が歩いて行ける町内会館などの身近な場所において、主任児童委員をはじめ、民生委員児童委員などを中心とし、市民が活動の主体となった地域における常設の子育て交流の場をめざします。

サロンは、地域の親子の交流や情報交換の場となるとともに、子どもが安心して過ごせる居場所や、世代間交流の場になるとも考えられ、現在失われつつある地域の連携や活性化も図られると考えます。

また、子育て総合支援センター（ちとせっこセンター）などにおいて育成される子育て支援者をはじめ、保育士、保健師などの専門職やさまざまな子育て支援者がサロンの活動を支えます。

こうした子育てサロンが、市内各地に育ち、子育て支援を必要とする誰もが身近なところで支援を受けられるようなネットワークの構築を図ります。



2 計画の進捗状況の把握と評価

本計画を推進するためには、計画の実施状況を常に把握し、またその結果についての評価を継続的に行うことが必要となります。

そこで、千歳市では前期計画を推進するにあたって、行政内部での検討に加え、市民の代表で構成する「千歳市保健福祉調査研究委員会」において進捗状況の評価を行い、その結果を市ホームページ等を通じて市民に公表してきました。

後期計画についても、「千歳市保健福祉調査研究委員会」によるこうした進捗状況の把握と評価を継続して行うとともに、その結果については今後も市ホームページ等を通じて広く市民に公表していきます。

また、国・北海道の動向や市民の要望なども踏まえ、子育てを取り巻く社会的状況の変化にも柔軟に対応しながら進めていきます。

3 財政基盤の確立

本計画を推進するためには、それを支える財政基盤の確立が重要となります。

そこで、本計画の推進にあたっては、その費用対効果を十分に見極め、財源の配分と組織の運営を最も効率的・効果的に行っていくよう努めます。